

2019 年 4 月 会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) 議事概要

I. 概要

- 会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) 会議が、2019 年 4 月 1 日及び 2 日に英国（ロンドン）で開催された。ASAF 会議の主な内容は、次のとおり。

2019 年 4 月 ASAF 会議出席メンバー (2019 年 4 月 1 日、2 日 ロンドン IASB)

(ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟 (PAFA)	Raymond Chamboko
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Shiwaji Bhikaji Zaware 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	小賀坂委員長、川西副委員長、山口専門研究員
中国財政部会計司 (MOF-ARD)	Yu Chen 他
韓国会計基準委員会 (KASB)	Eui-Hyung Kim 他
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Chiara Del Prete 他
フランス国家会計基準局 (ANC)	Patrick de Cambour 他
英国財務報告評議会 (FRC)	Paul George 他
イタリア会計基準設定主体 (OIC)	Alberto Giussani 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Alexsandro Broedel Lopes 他
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Linda Mezon 他
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Jim Kroeker

(IASB 参加者)

Hans Hoogervorst 議長 (ASAF の議長)、Sue Lloyd 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

2019年4月ASAF会議の議題

議題	時間	参照ページ
フランスにおけるICO及びトークンの会計上の取扱い	60分	3ページ
経営者による説明	90分	9ページ
IFRS第17号「保険契約」	60分	15ページ
不利な契約—契約履行のコスト	120分	20ページ
会計方針の変更（IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正案）		23ページ
引当金	60分	26ページ
IFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」に関する事項	30分	32ページ
IAS第36号「資産の減損」の減損モデルの改善	45分	34ページ
共通支配下の企業結合	60分	42ページ
子会社等に該当する中小企業	60分	48ページ
開示に関する取組み：的を絞った基準レベルのレビュー	90分	51ページ
IFRS財団—デュー・プロセス・ハンドブックのレビュー	45分	57ページ
プロジェクトの近況報告と次回のASAF会議の議題	15分	61ページ

今後の日程（予定）

2019年7月11日及び12日

ASAF会議への対応

2. 今回のASAF会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、ASAF対応専門委員会において検討を行った。

II. フランスにおける ICO 及びトーケンの会計上の取扱い

議題の概要

3. 2018 年 9 月、フランス国会において「企業の成長・変革のための行動計画(PACTE)」法案が可決、承認された。その法案では、フランス国内における ICO の法的枠組みの整備に関する規定が盛り込まれており、企業の ICO による資金調達は、フランス金融市場庁(AMF)の許認可制とされ、ICO を実施する法人は、事業計画など詳細な情報の提出が義務化された。
4. 前項の法案の承認を受け、フランス国家会計基準局 (ANC) は 2018 年 12 月 10 日に、ICO に関する会計規則を公表した。当該規則は、ICO がイノベーティブな分野であることを踏まえ、トーケンの発行者と保有者の会計処理について原則ベースで会計処理を定めたとしており、今後定期的に評価を行い、必要に応じ追加の修正を行うとしている。
5. 本セッションは、ASAF メンバーに対し当該規則の概要を紹介することを目的とされた。

(発行者の会計処理)

6. トーケンを次の二つのカテゴリーに区分する。
 - (1) 有価証券や資本性金融商品に類似する特徴を有するトーケン
 - (2) 上記以外の特徴を有するトーケン

コミットメントの内容に従い、さらに次のとおり分類する。

 - ① 返済可能な負債を有する場合は、負債として会計処理を行う。
 - ② 将来の財又はサービスの提供を行う義務を有する場合は、収益を繰り延べる。
 - ③ 何ら義務を有していない場合は、即時に収益認識する。
7. トーケンには、様々な性質が混在する場合があるが、その場合は性質ごとに配分を行う。
8. トーケンには様々な条件が付されている可能性があり、その条件による会計処理への影響について明確な開示を要求する。

(保有者の会計処理)

9. トーケンを次の二つのカテゴリーに区分する。
 - (1) 自身で使用することを目的として保有するトーケン

(2) 投資目的で保有するトークン

10. 自身で使用することを目的とするトークンは、次のようにする。

(1) 無形固定資産として認識する。

(2) サービスの提供を受ける場合、期待されるサービス受益期間にわたって償却を行う。

(3) 財の提供を受ける場合は、その財が仕入である場合は（販売目的の）棚卸資産に計上し、その財を自身で使用することを目的とする場合は、（事業用の）固定資産に計上する。

11. 投資目的で保有するトークンは、次のようにする。

(1) 特別な投資カテゴリーを設ける。

(2) 公正価値で評価する。

(3) 公正価値の変動は、実現するまで繰り延べられる。

(4) 損失が生じる見込みである場合は、引当金を計上する。

(5) 公正価値を開示する。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

12. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(1) 発行者の会計処理については、トークンの性質に応じた会計処理を行う必要があるが、発行者から開示されるホワイト・ペーパーや関連する資料において、発行者の保有者に対するコミットメントの内容が明確ではない場合がよく見られる。このような発行者のコミットメントの内容が明確ではない場合に、ANC は、発行者がどのように会計処理を行うべきであると定めているのか、又は、そもそも発行者のコミットメントの内容は法の下で常に明らかであることを想定しているのかについて関心がある。

13. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

(1) トークンの発行条件に関する規制を設定するのは、会計基準設定主体ではなく規

制当局である。ICOの中にも、フランスの規制当局が許認可を与えたものと、そうでないものもあり得ると考えている。我々が会計規則において発行者に要求していることは、あくまでコミットメントの内容を明らかにすることであり、それによってコミットメントの内容が透明性を持つようになるとを考えている。

参加者のその他の発言

14. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) この会計規則が誰を対象としたものであるのかを説明して欲しい。この会計規則に従った企業は IASB が発行する IFRS に準拠したものであるとみなされるのかどうか、IFRS との関係を懸念している。

⇒上場企業は、連結では IFRS で会計処理を行うことが要求されているが、単体としては、上場、非上場に関係なく、あらゆる企業がこの会計規則の適用を受ける。IFRS に準拠したものとみなされるのかどうかということは IASB に確認する必要があるが、基本的には IFRS と矛盾はしていないと考えている。

⇒ICO の発行者側については、経済的実質を判断して会計処理を行うとしており比較的 IFRS 基準と一貫性があると考えられる。保有者側については、現在アジェンダ決定案を公表しているところであり、その着地次第では今後フランスの会計規則と相違する可能性もあるが、それは現時点ではコメントできることではない。

(IASB Lloyd 副議長)

- (2) ICO は既に市場で広く見られる経済活動でありながら、ICO に関して何らかの資料を公表した国は非常に限られており、フランスが ICO に関して対応していることをうれしく思う。

フランスの会計規則は、大部分は IFRS に沿った内容であると考えているが、この規則が IFRS とどのように関係するかについては、やはり懸念がある。ほとんどの部分は IFRS と整合していると思われるが、投資目的で保有されるトークンをすべて公正価値で評価するとしている点は、IFRS 基準と少し相違していると考えている。IFRS 基準では、投資目的であるか否かに関わらず無形資産とされ、常に公正価値で評価される訳ではない。

- (3) 「投資目的」という用語は具体的にどのような内容を意味しているのか教えて欲

しい。

⇒自己で使用するものではなく、投機目的で行っているような場合だ。潜在的なキャピタル・ゲインに対する投機的な投資を想定している。

- (4) どのような理由によって損失を繰り延べるのか教えて欲しい。

⇒トークンの高いボラティリティを考慮すると、損失を繰り延べることが慎重な方法であり、合理的な方法であると考えた。

- (5) ICO は我々の法域ではよく議論されている。我々の法域の規制当局は、2018 年 6 月に ICO に関する最初の文書を公表し、我々の法域で発生している ICO の状況に関する基礎的な考察を行っている。その中では、ほとんどの ICO で発行されるトークンは証券に類似しているとの見解が示された。そのため、会計処理もその見解に従うことになると考えている。なお、我々の法域の規制当局は、2019 年 3 月 14 日にも文書を公表しており、その中では、暗号資産に関する取引のプラットフォームをどのように定義できるのかについて利害関係者に意見を求めている。

我々の主要な活動は、我々の法域における IFRS ディスカッション・グループを通して行われる。2018 年 6 月には、我々はマイニング取引から発生する収益認識について議論している。また、最近では、年金や従業員給付の一形態として暗号資産を発行する場合があることに着目しており、この論点は 2018 年 10 月より議論している。我々は、IFRS ディスカッション・グループを通してこれらの論点に対する理解を深めようとしており、ガイダンスとして参考すべき IFRS 基準について議論している。我々は、仮に会計基準設定主体として会計処理すべき内容に我々が言及した場合、我々の法域の利害関係者に、IASB が発行する IFRS 基準との一貫性に関する疑念を生じさせることを懸念している。我々は、これまで一度も IFRS 基準の解釈を公表したことはないし、今後もするつもりはない。

⇒ほとんどの ICO で発行されるトークンは証券に類似しているとの見解が示されたという点について、規制当局によってトークンの分類方法が異なることは興味深い。

- (6) 我々の法域では、今までのところ、ICO や暗号通貨に関する開示を行う上場企業は非常に少なく、非上場企業の領域では、上場企業よりは多く見受けられる。そのため、我々の活動はモニタリング段階にある。我々の法域の会計士協会は、タスクフォースを組成し、どのような監査上の問題に対して取り組むべきかを議論している。

我々は、トークンの権利と義務の解明に焦点を当てている。我々の法域の規制当局は、トークンが証券に該当する事例についてガイダンスを公表している。当該定義を満たす場合には、保有者の会計処理は明瞭になる。仮に定義を満たさない場合には、無形資産に該当すると考えている。会計処理における他の大きな問題は、発行者の義務の評価であるが、それは原則、監査の問題であると考えている。

- (7) 我々の法域では、この分野についてのガイダンスに大きな要望は聞かれていない。フランスの会計規則が提示した会計上の論点は大変良いと思う。ただし、保有者の会計処理について、フランスの会計規則では、公正価値評価について価値の上昇分は認識せず、価値の下落分のみを認識することとしている。このことが、EUによってエンドースされた IFRS と整合するのか懸念がある。

- (8) ICO は極めて不透明な事業であり、それらに対する会計基準を開発することで、それらにお墨付きを与えるようなことにならないか強い懸念がある。(IASB Hoogervorst 議長)

⇒我々の法域では ICO に関する規制に明確な動きがあり、そのため、我々は、ICO に関する会計処理を明らかにすることが我々の責務であると考えた。

- (9) ANC が不透明な事業を推進しているように見られることは不本意である。それは意図とは異なる。トークンが今後もさらに発展を遂げると信じるエコノミストもあり、現時点の状況が歴史のほんの一部に過ぎないとは言い切れない。今後、グーグルのような大企業が暗号資産のプラットフォームの組成を決定するような場合には、影響が計り知れない。

⇒科学技術そのものは途方もない力を有しており、様々な形に応用される。そのため、まず考えるべきことは、権利と義務の関係であり、会計処理はそれに従って判断することになる。

- (10) 正当性（お墨付きを与えること）に関する問題について、我々も懸念を強調したい。我々の法域の規制当局は、暗号通貨を資産としてみなしておらず、暗号通貨に対して何ら保護しないとしている。現時点では、我々はそれらの通貨を法的に使用する方法を把握していない。暗号通貨を使用している者には、現金を隠すことを意図している者もいる。

- (11) 我々は、問題を識別する段階にあり、会計上の問題を識別するための暫定的な作業を行っているところである。今年の後半には、ディスカッション・ペーパーを

公表することを検討している。

- (12) あるメンバーの法域では、規制当局が ICO に関する対応を検討しているが、現時点では上場企業に対し ICO を認めるべきではないと考えているとのことである。非上場企業に関する検討は上場企業に対する検討の後になるとのことであるが、フランスの規制の状況とは異なるものになるとを考えているとのことである。別のメンバーの法域では、現時点で ICO は観察されていないとのことである。
- (13) 昨年の ASAF 会議で共有したとおり、我々の法域では ICO は許可されておらず、我々はこの分野では何も資料を公表していない。しかしながら、我々は、暗号通貨が複数の法域で急速に発展したことで、G20 の議題として取り上げられたことに着目している。我々は、このような議論を行うことはとても意味があり、有用であると考えており、ANC の努力や、昨年日本が関連する資料を公表したことに敬意を表する。

今回の資料について、我々は何点か疑問を有している。最初の点は、IFRS の連結財務諸表にどのように組み込むかである。発行者の会計処理については、株式報酬の発行に関係している可能性があり、IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」との関係を整理する必要があると考えている。また、自身で使用することを目的とするトークンは使用期間で償却するとしているが、暗号資産は満期日を有しておらず、償却期間を決定することは困難であると考えている。最後に、投資目的のトークンを公正価値で評価することには我々も同意しているが、暗号資産の価格は常に変化しており、貸借対照表日の公正価値を決定することはとても難しいと考えている。

III. 経営者による説明

議題の概要

15. IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」(以下「PS 第 1 号」という。) の改訂プロジェクトに関して、次の論点について、2019 年 1 月に開催された本プロジェクトの諮問グループ(以下「MCCG」という。)の会議で聞かれた意見及び IASB スタッフの提案を踏まえ、ASAF メンバーから助言を行うことが求められた。

【論点 1】 経営者による説明 (Management Commentary; MC) と他の報告書との相互関係

【論点 2】 経営者の視点からの情報の提供と利用者のニーズ及び「中立性」との両立

【論点 3】 将来予測的情報

【論点 4】 税金に関する情報

【論点 1】 MC と他の報告書との相互関係

16. MCCG 会議において聞かれた質問に対し、IASB スタッフの提案が次のように示された。

(1) **質問** : MC 及び財務諸表は、単一の報告パッケージ又は別個の報告書のどちらにより作成されるべきか。

IASB スタッフの提案 : 法域ごとの要求事項に依存する可能性が高いため、単一の報告パッケージ又は別個の報告書のどちらとするかについては特定しない。

(2) **質問** : MC と他の報告書との内容の重複を回避し、簡潔な報告を奨励するために MC から財務諸表及び MC 以外の報告書への相互参照を可能とするか。

IASB スタッフの提案 : MC から財務諸表及び他の報告書への相互参照を可能とする次の原則主義的なガイダンス及び相互参照における制限事項を改訂後の PS 第 1 号に含める。

原則主義的なガイダンス

① MC の目的を達成するため、MC において直接記述するか相互参照により、すべての目的適合的な情報を MC に含めるべきである。

② MC 内に直接記述するか相互参照することで提供された情報は、関連する事項の内容を忠実に表現すべきである。

③ 首尾一貫した記述、及び他の報告書における情報との重複の回避のために、MC は、財務諸表又は他の報告書への相互参照により情報を組み込むことができる。

- ④ 相互参照による情報の組込みは、MC の理解可能性及び中立性を妨げるような方法で行われるべきではない。

相互参照における制限事項

- ① 相互参照の際は、参照先の箇所を正確に特定すべきである。
- ② 参照される側の報告書は、次を満たすべきである。
- ア. MC が利用可能となるのと同時（又は、ほぼ同時）に利用可能となる。
 - イ. MC と同じ条件でアクセスできる。
 - ウ. MC が利用可能である限りにおいて利用可能である。
- ③ MC から相互参照された報告書は、当該 MC の公表後は変更することができない。ただし、更新後の MC にて変更箇所が強調された場合には変更することができる。

【論点 2】経営者の視点からの情報の提供と利用者のニーズ及び「中立性」との両立

17. 現行の PS 第 1 号における、経営者の視点から (through the eyes of management) 情報を提供すべきという原則を改訂後の PS 第 1 号においても維持することについては、MCCG 会議でも支持を得ているとのことである。
18. 一方、一部の MCCG メンバーからは、経営者の視点からの情報の提供と利用者のニーズとの両立に関して意見が聞かれたため、それに対する IASB スタッフの分析及び提案が次のように示された。
- (1) **意見** : IASB が、経営者が重要であると考える情報を反映するような MC を開発することと、利用者の情報のニーズを満たすような MC を開発することは相反するのではないか。
IASB スタッフの分析 : 経営者が事業を管理する上で重要な情報と MC の利用者の情報ニーズとは重複する部分があるため、両者は相反しない。
 - (2) **意見** : 利用者にとって有用な情報を経営者が識別するのは困難である可能性がある。
IASB スタッフの提案 : MC に含めるべき情報を経営者が識別することを支援するためのガイダンスを設ける。
19. また、MCCG メンバーからは、経営者の視点からの情報の提供は、情報の選択に恣意性があり得るため、「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下、「概念フレームワー

ク」という。)の「中立性」との両立について質問があった。それに対し、次のようなIASBスタッフの分析及び提案が示された。

IASBスタッフの分析：概念フレームワークにおいて、中立性は利用者による意思決定への影響という観点から説明されおり、経営者は目的適合的な情報を選択し、それを忠実に表現すべきとされている。中立性を達成するうえで重要なことは、経営者が利用者に誤解させようとしないことであるため、経営者の視点からの情報の提供と中立性は相反しないとした。

IASBスタッフの提案：MCにおける中立性の概念の適用を支援するためのガイドラインを設ける。

【論点3】将来予測的情報

20. IASBスタッフは、現行のPS第1号における将来予測的情報に関するガイドランスは概説的であるとして、改訂後のPS第1号では次のような改善を行うことを提案した。
 - (1) MC以外の報告書にて予想又は目標を公表している場合、MCにおいてもそれらを含めることを求める。
 - (2) 業績と、過去のMCに記載された予測及び目標との比較情報を提供することを求める現行PS第1号のガイドランスを拡張し、過去にMC以外の報告書にて予測及び目標を公表していた場合でもそれらとの比較情報を求める。

【論点4】税金に関する情報

21. 現行のPS第1号では、MCでの税金に関する情報の提供は明示的には要求されていないが、IAS第12号「法人所得税」(以下「IAS第12号」という。)では、税金費用と会計上の利益との関係等について開示することが要求されている。
22. しかし、IASBスタッフは、報告企業における実効税率の持続可能性を評価するという利用者のニーズに応えるには、前項のIAS第12号の定めでは十分ではない可能性があるため、改訂後のPS第1号において、予想される適用税率又は税法の変更予定に関する情報を開示することを求める等のガイドランスを追加することを提案している。

ASBJからの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

23. ASBJからの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) PS 第 1 号自体は規範性がないため「要求事項(requirement)」という用語は誤解を招くのではないか。
- (2) すべての作成者が概念フレームワークの「中立性」の概念を理解しているわけではないため、「企業にとってポジティブな情報及びネガティブな情報の両方を提供すべきである」というようにその内容を PS 第 1 号に含める方がよい。
- (3) 将来予測的情報に関する本資料第 20 項(1)の IASB スタッフの提案について、現状においては MC 以外の報告書に含まれる予測及び目標は非常に限られているためにこのような提案を行っていると考えられるが、MC 以外の報告書に含まれる予測及び目標が大量にある場合、すべてを MC に含めることを要求することは情報過多となり、現実的ではない。
- (4) 税金はビジネスの一側面に過ぎないため、本項目だけ別個に記述するのではなく、企業にとってのリスクに関する開示の中で記述することとした方がよい。

24. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) ASBJ の(1)の発言について、PS 第 1 号への準拠が求められる法域に所属する企業においては、PS 第 1 号のすべての定めに従うことが求められるため、「要求事項」としている。(IASB スタッフ)
- (2) 相互参照の利用に関する IASB スタッフの提案に概ね賛成するが、監査人からは監査対象となる財務諸表の境界に関して懸念が聞かれた。

将来予測的情報に関する IASB スタッフの提案は、利用者にとって有用な情報であるだけでなく、経営者がより慎重に予測を行うことを可能とするため賛成する。一方で、経営者には自らが予測した業績を達成しようとするインセンティブが働くため、結果として虚偽報告を行うリスクも高まり得ることを懸念する投資家もいた。

税金の情報については、IAS 第 12 号に基づく現行の開示により、ほとんどの利用者のニーズは満たされており、PS 第 1 号に定めを追加する必要はないのではないか。

- (3) MC と他の報告書との相互関係に関する IASB スタッフの提案に賛成する。また、相互参照を認めることによる監査上の問題に関しては、我々の法域では、MC は監査及びレビュー対象ではないため問題は発生していない。

税金の情報については、将来の税率の変更に関する定めを MC に含めるならば、税

率だけに限定すべきではなく、税制、税制優遇策、減免措置及び関税を含む税制変更の情報を含めるべきである。

- (4) MC と他の報告書との相互関係に関する IASB スタッフの分析を支持する。

経営者の視点からの情報の提供と中立性の達成には、潜在的に相反がある。MC は代替的業績指標を基にしているため、中立性を実現し、見解のバランスをどう取るかに関して改善の余地がある。

将来予測的情報に関する IASB スタッフの提案に関して、我々の法域では賛成する意見は聞かれなかった。利用者が焦点を当てる情報を提供することは適切ではあるが、企業が彼らのための作業を行うことは必ずしも必要ではない。

- (5) 相互参照に関して、本資料第 16 項(2)で提案された制限事項の③は、MC の更新が容易に行えることを示唆しているように見えるが、我々の法域では、MC は法律で要求された報告書であるため、実際には慎重に行われることになるだろう。また、「他の報告書」というのは曖昧で広範な概念であり、業績に関するすべての報告書を指すのか、法や規制で要求される報告書のみを指すのかといったことが明確ではない。

経営者の視点からの情報の提供と中立性の両立に関して、個人的には少しネガティブな見解を持っている。経営者は、企業を成長させる野心を持なければならず、常に楽観的な要素を持っている。そのような野心的な要素についても説明し、もし、期待通りの成長を達成できなければ、より控えめな見解をもつということがより中立的ということである。

- (6) 相互参照に関して、本資料第 16 項(2)で提案された制限事項からも示唆されるが、情報の伝達をより効率的にする旨、又は重複を回避する旨を追加することが有用ではないかと考える。

経営者の視点からの情報の提供と利用者のニーズは相反しないという IASB スタッフの分析に賛成する。

将来予測的情報の取扱いに関して、例えば MC 以外の報告書に予測（例えば KPI）が含まれる場合、MC にて予測の内容に関する説明を繰り返すよりも、それらの予測に対する報告（例えば KPI に対する目標）を記述する方が、経営者の戦略や計画の理解には有用である。

- (7) 相互参照に関する IASB スタッフの提案を強く支持する。我々の法域では、財務諸表及び MC 等は、更新の都度、企業がその旨を公表するよう規制当局に定められている一方、そのような定めのない非公式な資料の中には、企業のウェブサイトに掲載さ

れた数週後には閲覧不能になってしまうものもある。このような非公式の資料に対して MC から相互参照すべきではない。

経営者の視点からの情報の提供と中立性との両立に関して、公平でバランスの取れた報告や、ポジティブ及びネガティブな要素の両面を含めることを強調することは「中立性」の用語を用いるよりよいと考える。

将来予測的情報に関して、実務において期首に公表した業績目標を期中（例えば第3四半期）に修正し、修正後の予測と期末の実績を比較する企業があるが、適切な方法とはいえない。期首の業績目標と期末の実績を比較すべきである。

- (8) 相互参照に関して、監査の対象範囲がどこまでなのかを財務諸表の利用者が理解していることが重要である。他の多くの法域と同様、我々の法域においても MD&A は監査対象ではないが、監査人は財務諸表との矛盾がないかレビューすることを求められている。

MC における中立性の達成に関しては、概念フレームワークの「中立性」の概念に過度に依存すべきではない。また、「中立性」に関して何を達成しようとしているのかを説明する必要がある。

将来予測的情報の取扱いに関する IASB スタッフの提案に賛成するが、「将来予測的情報」の意味を理解できるよう多くの文脈を提供する必要がある。

- (9) 相互参照に関する IASB スタッフの提案するガイダンス及び制限は有用である。

税金の情報に関して、将来の税率の変更要因は、税法の変更といった外部リスクによるもの及び、企業の将来の研究開発支出の削減といった外部リスクによらないものがあると考えられる。恐らく利用者が求めているのは、両者の要因を別々に分析した情報ではなく、両要因を総合的に勘案した結果の経営者の見通しの情報であると考えられる。

- (10) 相互参照に関する IASB スタッフの提案に概ね賛成する。

- (11) MC から相互参照するすべての情報は、MC の公表期間において利用可能なものであり、企業が公表する公式の報告書でなければならない。

IV. IFRS 第 17 号「保険契約」

議題の概要

25. 2017 年 5 月 18 日に IFRS 第 17 号「保険契約」（以下「IFRS 第 17 号」という。）を公表して以降、IASB の基準の導入状況のモニター及び導入を支援する活動等を通じて、利害関係者から懸念及び適用上の課題が提起されている。
26. これを受け、2018 年 10 月の IASB ボード会議では、IFRS 第 17 号の考え得る修正（修正候補として 25 項目）を評価するための判断基準について議論を行い、判断基準に関して、IFRS 第 17 号について修正を提案する際には、以下を満たさなければならない旨、決定を行った。
- (1) 修正の必要性の立証すること。
 - (2) 下記の要件を満たす可能性のある修正のみ検討すること。
 - ① 利用者の有用な情報の大幅な喪失が生じないこと（目的適合性及び忠実な表現、比較可能性、整合性、理解可能性）
 - ② 修正により、すでに進行中の導入作業が混乱したり、基準の発効日を過度に遅延させるリスクを生じたりしないこと
27. これを踏まえ、2018 年 11 月から 2019 年 2 月にかけて IASB ボード会議で議論が行われ、以下の 7 項目¹について、次のとおり IFRS 第 17 号を修正することが暫定決定された。
- (1) 重大な保険リスクを移転する貸出金: IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の範囲を、保険契約のうち当該契約によって創出された保険契約者の義務の決済のためだけに保険カバーを提供するものについて、修正する。これらの修正により、このような契約を発行している企業が当該契約を IFRS 第 17 号又は IFRS 第 9 号のいずれかを適用して会計処理することが可能となる。この選択は、IFRS 第 17 号のポートフォリオの定義を用いて、ポートフォリオごとに行われる。

¹ 2018 年 11 月の IASB ボード会議で、IFRS 第 17 号の強制発効日、及び、IFRS 第 4 号「保険契約」における IFRS 第 9 号「金融商品」の適用の一時的免除に関する確定した期限満了日を、それぞれ 1 年延期して、2022 年 1 月からとするように修正することが暫定決定されているが、これらは今回の ASAF 会議のテーマとはなっていない。また、2019 年 3 月の IASB ボード会議で、「集約レベル」は修正しないことが暫定決定されているが、これも今回の ASAF 会議のテーマとはなっていない。

- (2) 更新に関する保険獲得キャッシュ・フロー： 予想される更新契約に対して、新たに発行した契約に直接起因する保険獲得キャッシュ・フローの関連部分を配分する（そのために、当該キャッシュ・フローを資産として計上し、毎期その回収可能性を判定する）ように IFRS 第 17 号の要求事項を修正する。
- (3) 契約上のサービス・マージン（以下「CSM」という。）の配分： 一般モデルにおいて、保険カバーと投資リターン・サービスの両方を考慮して決定されるカバー単位に基づいて、CSM を純損益に認識するように IFRS 第 17 号を修正する。
- (4) 保有する再保険契約（不利な契約）： 当初認識時に企業が不利な基礎となる保険契約について損失を認識する場合に、保有する再保険契約が各契約の損失を比例的にカバーし、不利な基礎となる保険契約の発行前に又は発行と同時に再保険契約が締結される範囲で、保有する再保険契約の利得も純損益に認識するように、IFRS 第 17 号を修正する。
- (5) 保有する再保険契約（リスク軽減）： 直接連動有配当保険契約についてのリスク軽減の例外の範囲を拡大して、企業が金融リスクを軽減するためにデリバティブ又は保有する再保険契約を使用する場合に、この例外が適用されるように、IFRS 第 17 号を修正する。
- (6) 財政状態計算書における表示： 財政状態計算書における保険契約資産及び負債の表示を保険契約グループではなく保険契約ポートフォリオを使用して決定するように、IFRS 第 17 号の要求事項を修正する。
- (7) 移行措置： 保険契約が取得される前に発生した保険金の決済に関連する負債について、修正遡及アプローチに特定修正を加え、企業が遡及アプローチを適用するための合理的で裏付け可能な情報を有しない場合には、そうした負債を発生保険金に係る負債に分類するように、IFRS 第 17 号の経過措置を修正する。

28. IASB は、ASAF メンバーに対して次の質問を行っている。

IFRS 第 17 号の考え得る修正についての IASB の暫定決定に対し、どのような見解か。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

29. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(1) 我々のボードでは、本資料で示された考え得る修正について議論を行っていないが、我が国の関係者の意見を伝えたい。彼らの意見は、本資料の次項「参加者のその他の発言」(15)と類似している。彼らは、IASB が IFRS 第 17 号を見直すについて歓迎しているが、集約レベルに関する要求事項を維持するという暫定決定に関しては満足していない。

30. 参加者の主な発言は次のとおりである。

参加者のその他の発言

(全般)

- (1) 我々が提起した論点を IASB が対応していることに感謝する。我々は、IASB の暫定決定に対する意見をまだ形成されていない。
- (2) 本件は、出発点となる現在の実務慣行が法域によって大きく異なるので、非常に複雑なプロジェクトである。

(重大な保険リスクを移転する貸出金)

- (3) 暫定決定を支持する。
- (4) 暫定決定を支持する。しかし、子会社は IFRS 第 9 号を適用するが、保険会社である親会社は連結では IFRS 第 17 号を適用するような状況を懸念している。
⇒ポートフォリオ毎に選択して、連結上はその行った選択を積み上げていくことになる。(IASB 理事)

(更新に関する保険獲得キャッシュ・フロー)

- (5) 暫定決定を概ね支持するが、開示のレベルについては懸念がある。
- (6) 悪用される懸念がある。悪用防止のために、更新される可能性が非常に高い場合にのみ資産計上を認める等の厳格な要件を設けるべきではないか。
⇒同意する。私はこの変更に反対である。IFRS は資産化しすぎていると考えている。(IASB Hoogervorst 議長)

(CSM の配分)

- (7) メンバー間で意見が分かれている。あるメンバーは、本件は根本的な変更で、最

終文案にもよるがシステムの再作業が必要となる可能性があると考えている。他のメンバーは、本件は根本的変更ではなく、現行の要求事項の変更（保険サービスと投資サービスのウェイト付けを反映して CSM 配分ロジックを変更する。）と考えている。

- (8) 関係者からは異なった意見が聞かれる。要因は 3 つあると考えられる。1 つ目は、投資要素の定義が狭すぎることである。2 つ目は、投資要素の判定の実務の複雑性（どの程度強制されるのか、あるいは、重要性に応じて柔軟な対応が認められるのか等）に関するものである。3 つ目は、商品によって影響が異なることである。特に、投資要素の定義が厳格過ぎること（その結果、投資要素の判定が強制され、必要以上に複雑となること）が問題である。
- (9) 暫定決定を概ね支持するが、最終文案をみないと本件が適切に適用されるかどうかは分からぬ。

(保有する再保険契約（不利な契約）)

（意見なし）

(保有する再保険契約（リスク軽減）)

- (10) 本件は、取引の経済性を反映させる（自由度を与える）ことと比較可能性を担保する（詳細なルールを設ける）ことの間のどこに着地点を見つけるかという問題である。個人的には、リスク軽減の対象はもっと柔軟に考えてもよいと考えている。

(財政状態計算書における表示)

- (11) 未収保険料、未払保険料及び残余の負債は性質が異なるので、十分な情報提供の観点からは 1 つに纏めるのではなく、区分して表示すべきである。現行の保険システムも、通常、三者を別々に管理している。

⇒IFRS 第 17 号は、契約に焦点を当てて、契約に係るすべてのキャッシュ・フローを、それが誰に支払われるか又は誰から受領するかにかかわらず、纏めて取り扱っている。現行では別々のシステムで管理されている点に関しては、表示のレベルをポートフォリオに引き上げることで対応した。（IASB 理事）

(移行措置)

- (12) 修正遡及アプローチを選好しているが、要件が厳しすぎるために適用できないこ

とに懸念を表明している。

⇒その懸念はよく聞くが、では具体的にどのように修正すべきかに関する提言を受けたことがない。(IASB 理事)

⇒修正遡及アプローチにおいても、見積りを使用できることを明記する必要がある。

⇒その旨、明記する予定である。(IASB 理事)

⇒完全遡及アプローチも公正価値アプローチも、目的が明確であり、原則ベースで定義することが可能である。一方、修正遡及アプローチは、両者の中間にあり、例外規定であるために、これを原則ベースで定義することは困難である。(IASB 理事)

(13) さらなる簡便法の提供が必要である。

(その他の論点)

(14) 相互扶助がある場合には、年次コホートの規定は不要であり、適用すべきではない。また、企業が特定の集団を想定してプライシングを行っているときは、その集団を集約レベルとすべきである。

(15) 関係者は、IASB が修正すると暫定決定した点に関しては概ね支持している。しかし、彼らは、集約レベルに関してはフランスが説明したのと同じ理由で支持していない。ED では、集約レベルについても意見募集して欲しい。

(16) ED のコメント対応には翻訳の時間も必要なために、コメント期間は十分にとって欲しい。

(17) 1 年延長では、中小企業は対応が困難な場合がある。TRG は 2019 年 4 月以降も継続すべきである。

(18) 延長期間の問題（1 年延長か 2 年延長か）は、以前よりは静かにはなっているが、依然問題として残っている。関係者は IASB の対応（修正するもの、しないものも含めて）に概ね満足しているが、最終的な文案に关心を寄せている。なお、集約レベルに関しては、彼らは重大な懸念を有していない。

V. 不利な契約—契約履行のコスト

議題の概要

31. IASB は、2018 年 12 月 13 日に不利な契約—契約履行のコストに関する IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」（以下「IAS 第 37 号」という。）修正案（以下「本公開草案」という。）を公表した。本公開草案に対するコメントの期限は 2019 年 4 月 15 日である。この修正は、契約が不利かどうかを評価する目的上、企業が契約の「履行コスト」を算定するにあたって含めるコストを定めるものである。
32. IASB の本公開草案における主な改訂及びその際に検討された事項は以下のとおりである。
 - (1) 従来の IAS 第 11 号「工事契約」（以下「IAS 第 11 号」という。）または、IFRS 第 15 号（以下「IFRS 第 15 号」という。）の範囲に含まれる契約のみならず、IAS 第 37 号の範囲に含まれるすべての契約に適用することを提案している。
 - (2) 本プロジェクトの一環として、不利な契約の測定に関する追加的な要求事項を開発しないこと及び経済的便益の定義に関しての疑問に対処しないことを提案している。
 - (3) IAS 第 37 号の契約履行のコストについて、当該契約の履行の増分コストのみを含むとの解釈と、契約に直接関連する他のコストの配分も含むとの解釈の 2 つの解釈があることが確認されていた。本公開草案において、契約履行のコストについて、直接関連コスト・アプローチを反映した修正を提案している。なお、新たな開示要求は提案していない。
 - (4) 企業は本修正を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」（以下「IAS 第 8 号」という。）を適用して遡及適用するのではなく、本修正を最初に適用する事業年度の期首現在で存在する契約に適用し、比較情報の修正再表示を禁止するように提案している。なお、IFRS 初度適用企業に対する経過措置を提案していない。
33. 今回の ASAF 会議では、最初に、IASB のスタッフから、本公開草案において、契約が不利かどうかを評価する目的上、契約履行のコストには、当該契約の履行の増分コストと契約に関連する他のコストの配分が含まれることを提案していることが説明された。また、IAS 第 11 号が廃止されたことから、従来は契約が不利かどうかを評価する上で、IAS 第 11 号を適用していた工事契約について IAS 第 37 号が適用されることとなり、IASB は緊急のニーズを識別していることが説明された。

34. その後、各 ASAF メンバーより、本公開草案に対する各法域での反応や予備的見解が報告され、それに対する質疑応答が行われた。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

35. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) IASB が識別した緊急のニーズは、IFRS 第 15 号の適用前であれば理解できるが、IFRS 第 15 号はすでに適用されている。そうであれば、IAS 第 37 号のより広いプロジェクトと合わせて検討するほうが良いと考えられる。
- (2) 主な懸念は、今回のプロジェクトで取り扱われているコストに対応する経済的便益の定義と会計単位である。会計単位については、複数の契約を結合して契約が不利かどうかを評価することも考えられる。これらの論点についても合わせて検討することが考えられる。

36. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) IASB の本公開草案による取組みは支持できるものと考えている。しかしながら、経済的便益の定義については、論点があると考えている。
- (2) 全般的には、契約履行のコストを直接関連コスト・アプローチによって提案する本公開草案を支持する。ただし、引当金の測定の際に含めるコストについても明確にする必要があるとする意見もあり、会計基準において明確にすべきと考えられる。また、経済的便益についても論点が存在すると考えられる。
- (3) 我々の法域では、本公開草案を翻訳し、4月8日を期限として、コメントを回収しているところである。現状、得た回答では、本公開草案が提案している直接関連コスト・アプローチによりコストの範囲を明確にすることを支持する。増分コスト・アプローチよりも契約履行のコストについて忠実に表現すると考えられ、また、現行の IAS 第 37 号により存在する不整合やばらつきを減少させる。本公開草案により企業は、早期に不利な契約を識別し、適切な引当金を認識することになると考えられる。
- (4) 本公開草案が与える財務面への影響や作成者の IT 面へのインパクトに留意するべきであると考えている。工事契約やサービス契約のみならず、伝統的な製造業に重要な影響を及ぼす可能性がある。製造業の代表者からは、従前は、直接関連コスト・アプローチではなく、増分コストにより契約履行のコストを把握してい

たと聞いており、財務報告のたびに契約が不利かどうかを評価するためには、間接費の按分計算が必要であり、このためには、IT面での対応が必要である可能性もある。また、財務諸表の作成者と監査人との間で按分の対象となる間接費の範囲について多くの議論が必要である可能性がある。

- (5) IASB が当該論点に対処することについて、強く支持する。一方で、工事契約以外の以前から IAS 第 37 号で処理されていた契約について、意図しない結果が生じ得ることを懸念している。また、資産の減損と不利な契約についての引当金が二重に計上される可能性があることを懸念しており、資産の減損と不利な契約の処理の順番を明らかにするべきであると考えている。
- (6) 契約が不利かどうかを評価するためのコストの範囲を明確にする IASB の取組みに賛成する。直接関連コスト・アプローチは、含めるコストの範囲を明確にし、また、議論されてきた複数の方法が存在することに比較して、より良い情報を提供するものと考えられる。ただし、管理会計上のコストの定義を検討することも有用である可能性があると考えられる。また、不利な契約を識別した場合の当該不利な契約における引当金の測定については明らかではない。
- (7) (6) の発言にもあったように、不利な契約を識別した場合の、引当金を測定する際に含まれるコストについても明らかにする必要があると考えられる。
- (8) 今後、ボード会議で審議したうえで、コメントを提出する予定である。現時点で把握している意見としては、直接関連コスト・アプローチを支持するとの意見もある一方、他の契約で回収しているコストを直接関連コスト・アプローチにより配賦した結果、引当金を認識する帰結について違和感があるとの意見もある。また、経済的便益の定義についても議論する予定である。

本公開草案の契約履行のコストについて、IAS 第 2 号「棚卸資産」及び IAS 第 16 号「有形固定資産」並びに IAS 第 38 号「無形資産」のコストの記載との間に不整合があると考えられる。加えて、本公開草案は遡及適用を認めていないが、利用者は遡及適用を好んでいる。遡及適用をオプションとすることで、比較可能性は阻害されるが、遡及適用された情報は何らかの情報を提供する可能性がある。

VI. 会計方針の変更（IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正案）

議題の概要

37. IASB は 2018 年 3 月 27 日に「会計方針の変更」(IAS 第 8 号の修正案) (コメント期限: 2018 年 7 月 27 日) (以下「本公開草案」という。) を公表しており、現在公開草案に対するコメントへの検討を行っている。
38. 今回の ASAF 会議では、本公開草案に寄せられたコメントを踏まえた IASB スタッフの対応案が次のとおり示され、当該対応案に対する ASAF メンバーの見解を求められた。
 - (1) 本公開草案で提案したコストと便益を考慮した新たな閾値が適用される範囲を、アジェンダ決定により生じた会計方針の変更に限定せず、すべての任意の会計方針に適用されるよう範囲を拡大し、IAS 第 8 号の修正を進める。さらに、コストと便益を考慮した閾値は、必ず検討すべき閾値ではなく、企業が任意で適用できる閾値とするように本公開草案の提案を修正する。
 - (2) IAS 第 8 号の修正を行わない。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

39. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 今回スタッフから提案されたいずれの案も、アジェンダ決定による会計方針の変更と、その他の任意の会計方針の変更を区別しておらず、アジェンダ決定を特別扱いしていないという点は好ましいと考えている。
 - (2) いずれの案が望ましいかについては、IAS 第 8 号の修正を行わない案を支持する。アジェンダ決定によらない、任意の会計方針の変更については、現行の IAS 第 8 号の、実務上不可能という閾値は、濫用を防止し、比較可能性を担保する観点から、適切な水準であると考えており、閾値を変更する必要はないと考えている。
 - (3) 従来から同趣旨の発言は行っているが、そもそも我々は権威のないガイダンス等を通じて IASB が企業に対して実務を変更するように推奨することは適切ではないと考えている。根本的な問題解決のためには、IASB が実務に対して影響を与える場合には、必ず権威あるプロセスを通じてなされるようにすべきであると考えている。

40. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) IFRS 基準のなかにアジェンダ決定を取り込む考えについては賛成するが、コストと便益を考慮した閾値については、その検証が難しいと考えており、この新たな閾値を導入することについては懸念がある。また、企業が遡及適用を免れるための言い訳に利用されることも懸念している。そのため、IAS 第 8 号の修正を進めない案を支持する。
- (2) 基本的に日本の意見に賛成する。付け加えるならば、我々の法域では、アジェンダ決定による会計方針の変更が、本当の意味での任意の会計方針の変更とは受け止められていない。また、アジェンダ決定の適用タイミングについても同様で、企業は可能な限り早期に適用すべきと考えている。
- (3) 今回のスタッフの提案は、いずれも公開草案の提案より優れていると思うが、IAS 第 8 号の修正を進めない案をより支持する。
- (4) あるメンバーは、頻繁に会計方針の変更が生じることを懸念し、コストと便益の閾値をすべての会計方針の任意の変更に拡大することを支持しなかった。

次に、あるメンバーは、企業が遡及適用により想定される便益を評価することは困難であり、IAS 第 8 号の修正を進めない案を支持した。当該メンバーは、現行の IAS 第 8 号の実務上不可能の閾値は、閾値として適切な水準だと考えている。

最後に、あるメンバーは、コストと便益の閾値に関する便益の評価は非常に主観的なものにならざるを得ず、作成者が評価を行うことは困難であると考えている。代替案として、アジェンダ決定による会計方針の変更については、企業の選択により、遡及適用しないことを認めるべきであると提案した。

参加者のその他の発言

41. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 我々は、企業が、会計方針をより適切で信頼できるものに変更することを、可能な限り容易に行えるようにするべきであると考えており、それは、アジェンダ決定による会計方針の変更に限らず、その他の任意の会計方針の変更についても同様であると考えている。そのため、コストと便益を考慮した閾値を、すべての会計方針の変更に適用できるようにする案を支持する。
- (2) 会計方針を任意で変更した際の遡及適用の要否の閾値として、コストと便益を考慮する方法には、一定の合理性はあると考える。しかしながら、通常、企業はコス

トを考慮することは出来ても、想定される便益を評価することは難しいのではないかと考える。たとえば、アジェンダ決定の一部として、一般論としてのコストベネフィット評価の結果を示すであるとか、便益を評価する際の指針を示すなど、アジェンダ決定を利用する人々への助けとなるような対応を行うことが、関係者の懸念の解消につながるのではないかと考えている。

- (3) 遷及適用に意味がある場合にのみ遷及適用を求めるという点で、今回の変更を指示する。一つ強調したいのは、遷及適用をするかどうかということとは別に、会計方針を変更したこと及びその影響は、会計方針の変更自体の影響が重要か否かに関わらず重要な情報であり、開示によって明確にされるべきであると考えている。
- (4) 多くの場合、アジェンダ決定に示された会計処理を異なる会計処理を企業が採用しており、その結果、会計処理を変更しなければならなくなつた場合、多くのケースでは企業が IFRS の適用を誤ったことに起因するものと考えており、アジェンダ決定により、会計方針の任意の変更が生じる状況は稀であると理解している。そのため、アジェンダ決定による会計方針の変更について、特別な取扱いを認める必要はないと考えている。
- (5) 我々は、公開草案の段階で、アジェンダ決定による会計方針の変更と、その他の会計方針の任意の変更を区別する境界線が明確でないと考えていましたことから、コストと便益の閾値をすべての会計方針の任意の変更に拡大することを提案していた。一方で、このアプローチで進める場合、コストと便益を評価し、比較するために詳細なガイドanceを提供する必要があると考えている。

今回のスタッフ提案について、我々のグループに所属する会計基準設定主体に意向確認したところ、意見は半々で割れている状態であり、現状ではいずれか一つの案に絞って支持を表明することは困難な状況である。

VII. 引当金

議題の概要

42. IASB では、2005 年に IAS 第 37 号を改訂する公開草案を公表し、負債の認識要件から蓋然性要件を削除する提案や、測定を期待値による方式に一本化する提案などが行われ、その後 2010 年に公表された再公開草案の中では測定に限定した見直しの検討が行われていたが、作業が中断されていた。
43. その後 2015 年に行われたアジェンダ・コンサルテーションの結果、概念フレームワークの改訂に目途がつくまでは引当金に係るプロジェクトを開始する可能性は低いとされていたが、2018 年 3 月に概念フレームワークの改訂が終了したことから、本プロジェクトが再開された。
44. 再開にあたって IASB は、IAS 第 37 号に関する論点を以下の(1)～(3)に分類したうえで、今後の IAS 第 37 号の改訂の方向性について ASAF メンバーに意見を求めている。

論点の分類

- (1) Section A : IAS 第 37 号の目的を絞った改善プロジェクトで焦点になり得る論点
- ① 負債の定義
 - ② 引当金の測定—含まれるコスト
 - ③ 引当金の測定—割引率
- (2) Section B : その他プロジェクトの範囲に含まれる可能性のある論点
- ① 引当金の測定—リスク調整
 - ② 不利な契約
 - ③ 换算に対する権利—認識の閾値
 - ④ 偶発資産—財務報告日以降の事象
- (3) Section C : 検討の対象としない論点
- ① 認識要件—蓋然性要件
 - ② 測定の目的—最善の見積り
 - ③ 開示要求

質問 1: Section A に記載した 3 つの論点に絞って IAS 第 37 号の改善に着手することを検討しているが、これらの 3 つの論点が検討すべき点であることに合意するか。

質問 2: Section B に挙げた追加の論点に関して、現在の要求事項が重要な問題を引き起こしており、それが IAS 第 37 号を修正することによって解決されるかどうか、また、その修正は合理的な時間軸とリソースで対応可能かどうかを評価する必要があると考えている。

(a) Section B に挙げた論点は、上記の見直しの基準を満たすと考えられるか。

(b) もし満たす場合、どのような問題を実務で認識しているか、またそれらを解決するにはどのような修正が必要だと考えられるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

45. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 認識の蓋然性規準の見直しは行わずに、IAS 第 37 号を 2018 年改訂概念フレームワーク（新概念フレームワーク）と整合するように修正することに賛成である。
- (2) IFRIC 第 21 号は新概念フレームワークと不整合となっており、廃止するか大幅な修正が必要である。
- (3) このプロジェクトの範囲を限定することは許容できるが、Section A と Section B を選り分けている規準について教えてほしい。

46. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) (前項「ASBJ の発言」(3) に関する) Section A の論点は、実務が多様となっていることや重要な問題が生じているという証拠が明確にある論点である。Section B の論点は、懸念は聞かれているが、その証拠が必ずしも明確ではない論点である。(IASB スタッフ)

(質問 1について)

- (2) IFRIC 第 21 号の問題は、概念フレームワークの負債の定義の検討を行っているときから IAS 第 37 号の改訂を通じて対応することが期待されており、最初に取り組むべきである。ただし、概念フレームワーク上の負債の定義及び「回避する実際

上の能力」の定義が、実務上どのような意味を持つのかを再確認する必要がある。

引当金に含まれるコストの範囲についてもプロジェクトの範囲に含めるべきだと考えている。

割引率の問題については、一般的なリスク調整ではなく、なぜ信用リスクに焦点を当てて議論されているのかが理解できない。リスク調整は割引率又はキャッシュ・フローに反映させるが、信用リスクに関する割引率の議論はSection Aで取扱い、リスク調整全般に関してはSection Bで取扱うという点が理解できない。

- (3) 負債の定義に関しては、(2)の意見に賛成である。実務を概念上の考え方と合わせるのは容易ではないと考えている。簡単な調査を行ったところ、約4分の1が定義を合わせるべきではないとし、4分の3が定義を合わせるべきだと回答があった。概念フレームワークの中の定義を再度修正する提案も過去にあったように理解している。そうであれば、IAS第37号のプロジェクトも保留した方がよいのではないか。
- (4) 負債の定義に関しては(2)の意見に賛同する。割引率の議論については生産的である。自己の信用リスクを利用して引当金の測定を始めた場合、自己の信用リスクとその他のリスクについて区別して、その有用性について議論することは困難である。自己の信用リスクの変化により負債が減少するといった直観に反した結果に対する不満は避けられない。したがって、本トピックに関する基準設定を行うことは財務諸表利用者にとって有用である。
- (5) 負債の定義を明確にすることに賛成である。また、割引率については、長期の負債が取引される場合にどのような割引率を利用しているかを開示することは財務諸表の理解に有用であるため、この点も賛成である。
- (6) 基本的にIAS第37号を概念フレームワークと整合するように改訂することは賛成である。また、以下のとおりいくつか追加の問題提起を行いたい。
 - ① 概念フレームワークと偶発資産及び偶発負債の認識規準の不整合について検討するべきである。現行の基準は偶発資産の認識規準が偶発負債の認識規準よりも閾値が高く、保守主義の名残だと考えられる。これは、概念フレームワークの質的特性の忠実な表現の1つである中立性と矛盾する。
 - ② 割引率とリスク調整については、IFRS基準の全般的な測定の論点であり、概念フレームワークと各個別基準の整合性を検討するべきである。
 - ③ 概念フレームワークとIAS第37号の認識規準の違いについて、検討する価値

- はあると考えている。発生可能性が IAS 第 37 号の閾値付近の場合、経営者の裁量により重要な誤謬を生じさせる可能性があるからである。
- ④ 測定に関して、経済的資源の流出の発生可能性に関する確率を見積金額に反映させるべきかどうかを明確にするべきである。
 - ⑤ IAS 第 37 号の補填 (reimbursement) は、受け取りが「ほぼ確実」な場合に認識される。一方で IAS 第 16 号の補填 (compensation) は受け取りが可能となるときに認識するとされており、「ほぼ確実」という用語は利用されていない。両者の整合性を取る必要がある。
- (7) 負債の定義を概念フレームワークと整合性をとることには賛成である。また、最も実務が多様となっている論点は、引当金に含めるコストの範囲である。特に将来発生するコストの範囲が不明確である。
- (8) IFRIC 第 21 号は我々の法域で問題になっているので、これを廃止することは望ましいと考えている。割引率については、リスク調整と合わせて議論を行わないと直観的に理解が難しい。全体としてこのプロジェクトを前進させることには賛成である。
- (9) Section A の 3 つの論点については全体的に賛成である。しかし、我々の法域では IAS 第 37 号の適用において緊急性の高い問題は識別されていないので、IASB は限られたリソースをより重要な緊急のプロジェクトに利用できるようにした方が良いのではないか。
- (10) 我々の一部の法域からは IAS 第 37 号に関して特定の論点は識別していないという意見もあったが、他の法域からは Section A の 3 つの論点については概ね賛同を得ている。一方、プロジェクトの範囲についての懸念も聞かれた。

参加者のその他の発言

47. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(質問 2 について)

- (1) リスク調整については重要であると考えているが、プロジェクトの範囲を区切ることは困難だと考えている。特に、Section C2 の測定の目的を検討せずに、他の論点を議論することは難しいのではないか。例えば、測定の目的が公正価値、使用価値、履行価値のいずれを算定するのかにより、自己の信用リスクを割引率に

含めるべきかどうか異なる。

- (2) 含めるべきコストの範囲についても測定の目的が重要である。例えば、仮に発生する損失を回避するために内部でコストをかけるか、外部委託するかにより回避可能なコストの点で違いがある可能性もある。
- (3) 後から追加で議論する余地がないように、すべての論点について包括的に議論すべきである。また、ASAF メンバーへの質問では、合理的な時間軸とリソースで対応可能かと聞いているが、これは IASB の問題であり、我々はわからない。
- (4) Section B の 4 項目については慎重な再検討が必要である。リスク調整については、アジェンダ・ペーパーでは IAS 第 37 号の引当金の測定には含めるべきではないとされているが、これは IAS 第 37 号の実務と不整合である。不利な契約に関しては、仮に経済的便益の範囲をより広く解釈すると、コストについては直接関連するもののみとしていることと矛盾することになる。補填の認識規準について変更することは、不必要的コストを発生させ、慎重性の原則と矛盾することになる。偶発資産に関しては、今後議論が必要である。
- (5) 我々の法域からは、不利な契約については経済的便益の観点から整合性をとるべきとする意見や、Section B の 4 つすべてのトピックに取り組むメリットも聞かれたが、プロジェクトの範囲を広げてしまうという懸念も聞かれた。また、開示についても問題提起をしたい。重要な見積りの開示について IAS 第 1 号でも要求事項があるが、必ずしも厳密ではないため、IAS 第 37 号で追加の開示規定を提供すべきではないのか、明確にするべきである。
- (6) 不利な契約に関する経済的便益又は会計単位の議論について、例えば、ハードウェアの販売だけでは損失となるが、これに付属するアクセサリーなどの付属品の販売による経済的便益の回収を期待している例がある。このような場合に不利な契約かどうかの判断が議論となる。
- (7) 経済的便益の論点に関して(6)と類似の例としては、車の販売をメンテナンス・サービスとセットで行う場合がある。最初の販売契約では損失が出る可能性があるが、その後のサービスで利得を得ることができる場合、最初の契約が不利な契約かどうかを判断する場合に考慮する必要がある。このようにお互いに関連する異なる契約がある場合に論点となる。
- (8) 本プロジェクトは、過去に包括的な見直しについては困難であったという経験を踏まえれば、今回のプロジェクトの再開にあたっては、限定的な見直しを想定していた。Section A の 3 つの論点でさえ、容易ではないという意見も聞かれたが、

一方で、Section B やそれ以上の項目も追加するべきという意見もあった。さらに、測定の目的など抜本的な見直しを求める意見もあった。しかしこれらを行うと、プロジェクトの進行が遅くなると考える。今回いただいたフィードバックは非常に難しいものである。（IASB スタッフ）

VIII. IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」

議題の概要

48. 今回の会議では、オーストラリア会計基準審議会（AASB）が最近開発した、気候関連リスク及びその他の新出リスクに関する情報を財務諸表上において開示する際の、IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」（以下「PS 第 2 号」という。）の適用方法の案が紹介され、その後、AASB による当該案について意見交換が行われた。
49. AASB は、気候関連リスク及びその他の新出リスクに関する情報については、それらが財務諸表に対して重要な影響を及ぼすことが予想される特定の場合においては、経営者による説明のセクション等ではなく、監査対象となる財務諸表上において一定の開示を行うことを検討すべきであるとの考えを示していた。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

50. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(1) 気候関連リスク等に関する情報に対する財務諸表利用者のニーズの高まりについては、我々も認識している。これらのリスク情報の多くは、将来予測的な性格を強く有しており、監査することが困難であると考えられることから、関連する情報のすべてを財務諸表に含めて開示すべきであるとは考えておらず、主として「経営者による説明」において開示することが望ましいと考えている。

51. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

(1) 気候関連リスク等が財務諸表に対して実際に重要な影響を及ぼしている場合においては、財務諸表上において開示すべきと考えるが、リスクに対する経営者の仮定の説明については、「経営者による説明」等において開示することが適切であると考える。

(2) 気候関連リスク等の情報については、「経営者による説明」において開示すべきであると考える。

(3) AASB が提起する監査の重要性については理解できるが、気候関連リスク等に関する経営者の仮定について監査することは、多くの場合において非常に困難さを伴うものと考える。

参加者のその他の発言

52. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 気候リスク等に関する情報の開示は、投資家にとって益々重要になっていると考えている。気候リスク等の開示に対して PS 第 2 号を適用するという AASB の取組みを支持する。(IASB 理事)
- (2) 気候リスク等については、企業の長期的な業績に悪影響を及ぼす可能性があるため、当該リスクに関するより多くの情報を投資家が欲していることについては、強く同意する。一方、気候リスク以外でも、一部の人々が懸念しているリスクは他にも多く存在しているため、それらについても一斉に開示し始める傾向となり、定型文言的な記述に終始する開示につながってしまう可能性があることが懸念される。また、投資意思決定に質的な影響を及ぼし得る項目に対する投資家の開示要求を徒に招く結果となる可能性がある点についても懸念される。
- (3) 気候リスクについては、間接的な影響を含めると、その影響は非常に広範囲に及ぶ可能性を有しているため、影響内容に応じた分類例を示すことも有用であると考えられる。
- (4) 気候リスク等については、災害等が実際に発生するまでは、固定資産の減損テストには織り込むことはできないと大部分の企業は考えているのではないかと思う。したがって、当該リスクについては、減損テストにおける仮定ではなく、リスクに関する記述的な説明の中に含めて開示されることが多いのではないかと思われる。
- (5) PS 第 2 号の設例 K 「外部の定性的要因が重要性の判断に与える影響」では、特定の債券に対するエクスポージャーがないことに関する情報を重要性があるものと評価し、当該情報を財務諸表に開示するケースを示している。これは、金融危機の際に、証券化商品のエクspoージャーを有していないことを開示することが、投資家によるリスクの過大評価を防ぐ観点から重要であったという経験を踏まえている。特殊な経済環境下においては、特定のリスクが財務諸表に影響を及ぼしていない旨を開示することも財務諸表利用者に対して有用な情報を提供することになり得ることについて留意する必要があると考える。(IASB Lloyd 副議長)

IX. IAS 第 36 号「資産の減損」の減損モデルの改善

議題の概要

53. 今回の ASAF 会議では、オーストラリア会計基準審議会の最新のリサーチ・レポートである「IAS 第 36 号に対する視点：基準設定活動の提案 (Perspectives on IAS 36: A Case for Standard Setting Activity)」(以下「本リサーチ・レポート」という。) が提案する次の事項について議論がなされた。

IAS 第 36 号の適用には実務上の問題があり、開示に焦点を当てた部分的な変更ではなく、全体的な再考が必要である

(提案1) 資産に回収可能価額を超える帳簿価額を付さないことを確保するために適用される手続を実施することの実務的な側面について、利用者、作成者、監査人及び規制当局が共通理解を熟成することを可能にする原則を提供する新しい基準を公表することを目的として、IAS 第 36 号「資産の減損」(以下「IAS 第 36 号」という。) を全体的にレビューする。

減損テストの目的に関して、全体的に明確さが欠如している

(提案2) 減損テストの要求事項の目的を明確化し、減損テストが何を達成することを意図しているのか（していないのか）を説明するガイダンスを開発する。

適用ガイダンスは、内部的な意思決定と整合しない

(提案3) 修正「単一モデルアプローチ」を開発する。これには、以下の特定の修正を含んでいる。

- ① 将来のリストラクチャリング及び資産の拡張に関する使用価値 (VIU) の既存の制限を除去し、減損テストモデルにおいてこのようなキャッシュ・フローを含めることが合理的である場合に関するガイダンスと置き換える。
- ② 処分コスト控除後の公正価値 (FVLCD) タイプの減損モデルの使用を、将来の財務報告期間内に処分されることが予想される資産に関するものとして維持する。
- ③ 税引後割引率の使用を許容する。
- ④ キャッシュ・フロー・モデルにおいて市場に基づいた仮定の使用を明確に許容する（コモディティ価格や外国為替レートのフォワード・カーブのように）。

(提案4) 企業の業績が評価される方法、及び内部的に意思決定がされる方法との関係

を強固にするように、何が CGU (又は CGU グループ) を構成するかについてのガイダンスを見直す。

開示の多様性が有用性を低下させている

(提案5) 以下の、改善された開示提案を適用する。

- ① より有益な開示を促進するために、主要な仮定（これは、減損テストモデルが非常に敏感に反応する仮定をいう。）の定義に関するさらなるガイダンスを提供する。
- ② 回収可能価額を決定するために選択された方法にかかわらず、より首尾一貫した開示原則を提供するために IAS 第 36 号の開示要求を修正する。
- ③ 情報の商業上の機密事項としての性質を考慮して、取得した事業の事後の業績を投資家が理解するのに役立つ情報を提供するために、追加の開示目的を IFRS 第 3 号に組み入れる。

54. ASAF メンバーは、次の事項に関する見解を求められた。

- (1) IASB の「のれん及び減損」プロジェクトで現在識別されている的を絞った改善よりも、さらに広い範囲で IAS 第 36 号を改善すること
- (2) ASAF メンバーが同様のフィードバックを知っているかどうか（特に ASAF メンバーの法域のアナリストから同様のフィードバックがあるか）
- (3) 本リサーチ・レポートの提案について

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

55. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 我々は、IAS 第 36 号が根本的に破綻していないと考える点において、次項(1)及び(9)のコメントに同意する。IAS 第 36 号を改訂する場合には、償却及び減価償却を全体的に見直す必要があり、プロジェクトの範囲が非常に広範となり、終わらせることが困難となることを懸念する。

56. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) IAS 第 36 号が根本的に破綻しているとは思っておらず、全体として再検討することは推奨しない。経営者は、過度に楽観的であること自体は IAS 第 36 号の問題で

はなく、基準の適用方法の問題である。VIU の算定について、税引後の割引率の適用に関する実務を検証することは必要と考えるが、将来のリストラクチャリング及び資産の拡張を含めることについては、さらなる判断及び操作の余地をもたらすため反対である。資金生成単位 (CGU) については、事業の相互関連性を主張して CGU が大きくなる結果、のれんの減損の問題が生じないことがある。取得事業の事後の業績に関する開示について、財務諸表利用者にとって有用であり、より良いガイダンスが提供され得る領域であるが、統合により数年後には取得事業の特定が非常に困難なことに留意する必要がある。

- (2) 本リサーチ・レポートでは、CGU を人工的な概念 (*artificial construct*) であるとした上で、これを経営者の視点と合わせるマネジメント・アプローチを導入しようとしている。財務諸表利用者は、取得それ自体が成功であったか失敗であったかについて非常に強い関心を持っているが、IAS 第 36 号によって減損テストを行う際に、取得した事業のみに焦点を当てるべきか、継続する事業全体に焦点を当てるべきか、伺いたい。(IASB 理事)

⇒IAS 第 36 号は、過去の取得がどの程度成功したかを追跡調査して確かめることは求めておらず、財政状態計算書に計上されている項目の減損テストを意図するのみであり、異なる論点である両者を分離する必要がある。基準が目指していることを明確に示し、このように重要な判断を下すことができるようすべきである。

⇒すなわち、減損テストの目的は、取得が増分価値をもたらしているかどうかにかかわらず、継続する事業全体で確かめるということである。(IASB 理事)

- (3) 基本的に、減損テストを簡素化するアプローチに同意する。強調すべき事項の 1 点目に、我々の法域で特に注目の話題である、のれんの減損がある。我々は、現実にこの問題で非常に強いプレッシャーを受けており、のれんの減損の会計処理について、多数の疑問、さらには批判すら聞かれている。他に共有しておきたい点として、先週末、証券規制当局より、VIU の算定に税引後の割引率を使用した上場企業及び監査人を罰したとのニュースが流れたが、税引前の割引率入手することは非常に困難であるため、フェアではないとする者もいる。
- (4) IAS 第 36 号が原則主義の基準であるという点は、要領を得ているが、IAS 第 36 号の複雑さは、のれんの償却の再導入を強く選好する人々が挙げる主な理由の 1 つであると考える。CGU の判断は非常に複雑で、主観的であるために、バラつきが生じるとともに、裁量の余地が広く認められる内容である。本リサーチ・レポートの第 49 項には、市場が減損を予測できるという仮定は無効である可能性が示され

ているが、減損が市場に新たな情報を提供することを示す学術研究もある。これとは別に、資本市場を減損テストの追加のインプットとみることができる可能性がある。例えば、株価純資産倍率が 1 を下回る上場企業に対する投資は、過大評価となっている可能性が相当ある。

- (5) すべての問題は、個々の資産が回収可能であることを確かめる減損テストの目的の明確化が不十分であることから生じていると考えられる。IFRS 第 3 号について提起されたシールディングの問題は、過度に多くの事業を集約してみているためであり、本リサーチ・レポートの提案は、のれんを全体として見ないという点で正しく、細分化により、より意味のある情報が得られる。将来期待する価値を生むリストラクチャリングを無視した VIU は目的適合性を有さないため、これに関連する VIU 算定時の制約は、削除を検討すべきである。VIU 算定時に税引後の割引率の使用を許容する提案は、全面的に同意する。真の問題は、どのように税金キャッシュ・フローを VIU に含めるかであり、VIU 算定時における測定の基礎と合わせて、税金への対処方法を簡素化する仮定を考える必要がある。最後に、CGU の定義は変更すべきではないが、CGU は、できるだけ細分化する必要がある。例えば、損失を計上する旗艦店の事例を考えると、必ずしも、他の店舗を含む資産グループに CGU を拡大する必要があるとは限らず、当該旗艦店が客寄せのために損失が生じることがわかっている店舗 (loss leader) である場合、他の店舗で利益を上げることが分かっているというだけで、当該旗艦店の減損を回避すべきでない。同様に、当該旗艦店を通じて投資したブランドは必ずしも認識すべきであるとは限らない。実質的には、無形資産の中で損失が生じているがブランドの価値を正当化する十分な証拠があるような場合であるが、必ずしも CGU を拡大してみるべきであるとは限らず、これには、異なる見方ができる。
- (6) 我々の法域では、IAS 第 36 号全体の書き直しを支持するコメントは得られておらず、IAS 第 36 号の減損テストを実施する目的を明確化する共通のニーズはない。IFRS 解釈指針委員会 (IFRS-IC) は、ディスカション・ペーパーを 2 点公表したが、当時の我々の法域のフィードバックは、多くの者がシングル・アプローチに同意しないことを示した。大部分の回答者は、VIU の算定時に税引後の割引率を使用し、将来のリストラクチャリングを含める改善に同意した。基準設定主体のフォーラムで聞かれたコメントには、IAS 第 36 号の適用が容易ではないということがあつたが、追加のガイダンスの要否については、少し意見が割れている。価値の算定評価、若しくは CGU の識別及び配分、並びにのれんの CGU への配分等について追加のガイダンスを求める者がいる一方で、追加のガイダンスによって、判断の余地が制限されることを懸念する者もいる。さらに、のれんの償却を再導入

することを要求する者もいる。

- (7) 3点コメントする。第1に、処分コスト控除後の公正価値(FVLCD)の乱用に近い、仮定を操作する件について、我々が実施したアウトリーチでは、一部の監査人は、FVLCDよりもVIUに用いられる仮定に抵抗する方がはるかに困難であるとし、その他の者は、両者の間におしなべて問題はないとした。本リサーチ・レポートでは、これとは概ね反対の結論が取り上げられ、市場参加者の仮定が企業固有の仮定よりも抵抗が困難であるとしている。第2に、本リサーチ・レポートで、CGUを人工的な概念と考えられるとする点について、全く同意しない。IAS第36号の出发点として、資産が単独でキャッシュ・フローを生成する場合、減損テストは当該資産単独で行う一方で、資産が他の資産の束と合わせることによってのみキャッシュ・フローを生成する場合、それらを合わせて減損テストを実施する。このように、CGUは極めて自然な概念であり、経営者が事業をどのように運営するかといった人工的な概念ではないように思われ、CGUをより人工的でないものとする必要があるかどうかわからない。第3に、本リサーチ・レポートの第52項で言及している資産のオンとオフの切替えオプション² (switching option)は、FVLCDでは考慮され、VIUでは考慮対象外である点が指摘されているが、定義上、VIUが予算に支えられており、单一の結果をみているだけであるのに対し、市場参加者は見方を変える柔軟さが本来的に備わっており、ある範囲の結果をみていることが明らかであるため、おそらくは正しいと考えられる。VIUを、市場参加者が入手可能な仮定に基づく公正価値の範囲内にある、企業に特有の公正価値とする見方もあるため、さらに検討を進める領域として関心がある。本リサーチ・レポートの提案は、処分予定のない資産ではVIUを使用するモデルであり、切替えオプションを無効にするように思われるが、当該オプションが価値の極めて重要な構成要素となり得る場合もある。(IASBスタッフ)

⇒2点目のCGUに関する事項は、我々がIAS第36号全体を再検討することが有用であると考える理由に相当する部分である。たとえ個々の資産をみようとしても、実際には、それらの資産が使用されている方法とは異なるものとなる。仮に資産が単独で使用されているとすると、各資産はプロセスでもあることになり、すべて最有效利用(highest and best use)されているべきであるが、それは、現行のIFRS基準が要求していることではない。資産を意図した目的で使用する方法に回帰することで、個々の資産ではなく、経営者として実際に、どのように個別の

² 本リサーチ・ペーパーの第52項は、コモディティ価格が存在している産業においては、市場の温度(temperature)次第で、企業は資産のスイッチのオンとオフを切り替える能力を有することになるが、そのような能力はFVLCDモデル内でのみ許容され、VIUアプローチの使用時には許容されないことが示されている。

収益を生み出すものをみているか、より意味のある見方とすることができます。経営者として、それらの資産の最善の利用が資産グループで使用する現行の方法であれば、それについて説明責任があるべきことになるのであって、何か別のことをすれば、さらに高い価値が認められ、それが公正価値であるということができるべきではない。それは、これらの資産で実際に実施しようとしていることとして、経営者が市場に伝えることではないからである。

⇒しかし、別の用途に切り替える能力という点で、価値の重要な部分であり、市場参加者が支払を検討する対象であることは明らかである。企業自身が、当該代替価値を検討しない理由がわからない。(IASB スタッフ)

⇒我々が選好するのは、真に売却する意図がある場合においてのみ、販売費用控除後の公正価値を使用するものである。販売する意図がない場合、VIU を使用することは、極めて合理的な仮定である。公正価値及び VIU を維持するのであれば、仮定の変更が実際に何であり得るのか、それが何に起因するのか、明確でなければならない。

FVLCD 対 VIU の問題について、実際に土地が売却可能であり、おそらく、その方がより多くの金額を得られるが、何らかの理由で事業を行っている上場会社は多数存在する。この点について、我々のアウトリーチにおけるワークショップで検討した際に、アナリストから、上記の土地超過価値については、それを実現するきっかけとなる事象に、近い将来、制約がないことが確認できる場合に、考慮に入れていることが示された。他の市場参加者が全く異なる方法で資産を利用するなどを検討するのは、実際に、当該資産の所有権の引渡し等、関連する企業内部のきっかけが発生している場合のみ関係することになる。

⇒発生を待つ企業内部のきっかけが何であれ、今年又は今後数年の間に発生するということができても、発生しない場合に出発点に戻ることを考えると、そのような情報を、減損損失を認識すべきかどうか判断するために使用できるか疑問である。IAS 第 36 号は、原則主義に基づく基準であり、この原則を適用する限りにおいて、正しい回答を得られるべきであり、人々が正しいことを行っているかどうかは、別の問題である。しかしながら、基準がより適切に適用されることを期待して修正が必要な一定の項目がある。CGU の定義、割引率の税期前又は税引後といった項目は、検討する必要がある。我々が実施すべきことは、IAS 第 36 号を原則主義に基づく基準として維持し続けることである。懸念は、正しい結果が得られているかということと、人々が悪用できるような過大なゆとりを与えてしまうことだけである。

⇒モデルを簡素化し、緩和する場合、その結果の一部として、より良い開示があるとも考えられる。特に興味深かったこととして、最初に実施した2018年のアウトリーチに対するフィードバックで、投資家から、特定の仮定を選択した理由に関する情報も極めて重要であるという旨のコメントがあった。そして、それは次の2019年初頭に実施したワークショップで開示を取り扱った時には出て来なかつたが、簡素化と開示の間には、少しトレードオフがあると考えられる。我々は実際に、追加の開示を求めており、CGUのレベルを上げることによるシールディング要素がある場合の埋め合わせを図っている。

- (8) IAS第36号は原則主義の基準であり、その原則が誤っていると証明されてはいないことに同意するが、適用上の困難さが存在する可能性がある。CGUの変更に関しては、柔軟性を欠いている可能性が指摘されており、CGUを見直してCGU間の価値が移転される代わりに、複数のCGUを統合する結果をもたらしている可能性がある。これは、業界の販売事業モデルは発展のスピードが極めて速く、あるCGUのキャッシュ・フローを再評価し、他のCGUに配分し直すのが困難なためである。この点は、IAS第36号であまり明確でない領域であり、大きなCGUへの統合によるシールディング効果につながる可能性がある。税率の件は、真の問題が税金のキャッシュ・フローである点に同意し、IAS第12号「法人所得税」のみを適用して認識できなかったであろう影響を、減損テストで隠蔽するために、それらが使用されていないことを確かめるために、見直す必要がある。
- (9) IAS第36号は全体として破綻していないと考えるが、適用上の問題があることは否定しない。FVLCD対VIUの件については、両者の間で考慮すべき事項を区別することはできないと考える。両者の間で異なる仮定を設ける場合、当該異なる取扱いがなぜ適切であるかを合理的に説明する必要がある。税引後又は税引前の割引率のような問題は、単なるノイズなのであれば修正すべきである。さらに、基準が意図していることに対する意識を高めたり、ベスト・プラクティスを示すこともできる。
- (10) 我々は、どの集約レベルで減損テストが実施されるべきであるかについて最も関心がある。IAS第36号の第80項は、のれんが配分される資金生成単位を判断する際に、次の2点を考慮すべきであるとする。すなわち、①のれんを内部管理目的で監視している企業内の最小のレベルを表しており、かつ、②集約前におけるIFRS第8号「事業セグメント」の第5項で定義された事業セグメントよりも大きくなるとする。この点について、本リサーチ・レポートの第74項は、IAS第36号のガイダンスが非常にあいまいで適用が困難なため、企業は事業セグメントのレベルをデフォルトにして、のれんが監視されるレベルを適切に決定する基準の具

体的な要求事項を回避する場合があるとしているのは、特筆すべき指摘である。これは、企業が、IAS 第 36 号の第 80 項にある第 1 の基準（上記①）を無視する傾向があることを意味しており、これが、のれんの減損が過小かつ遅延する（too little too late）問題の原因であると考える。よって、これらの点について注意深く検討すべきであると確信している。

- (11) 我々のグループのあるメンバーは、のれんについて追加の分析を行わないまま、のれんの構成要素をよく理解せずに会計処理を検討することは困難であることに言及している。当該メンバーは、のれんの減損テストに関する懸念の多くは、購入のれんが時の経過とともに減少し、自己創設のれんに置き換わる事実に対処できていない現行の減損アプローチに起因する点を指摘している。このため、当該メンバーは、IASB が減損モデルとともに償却の可能性を再検討し、時の経過による購入のれんの減少の事実を、より自由に表すことができるかどうかを評価していることを支持している。

X. 共通支配下の企業結合

議題の概要

57. IASB スタッフは、完全支配下の企業間の BCUCC を前提として以下の主要な利用者についての分析を行った。

- (1) 融資者及び他の債権者
- (2) 将来の株式への投資家

58. IASB スタッフの分析の結果、及び ASAF メンバーへの質問事項は以下のとおりである。

質問 1

- (1) IPO に備えて行われる完全支配企業間の BCUCC について、簿価引継法(predecessor method) が将来の株式への投資家に対して有用な情報を提供するとの IASB スタッフの結論に同意するか。また、示された分析について他のコメントはあるか。

質問 2

- (2) 債務を返済し調達する企業の能力についての債券への投資家及びクレジット・アナリストによる分析の結果は、BCUCC を会計処理するために現在価値(current value) アプローチが適用されるか、簿価引継法が適用されるかにより大きくは左右されないとの IASB スタッフの結論に同意するか。
- (3) 移転先企業 (receiving entity) の非支配株主に影響を与える BCUCC と、融資者及び他の債権者に影響を与える BCUCC に、異なるアプローチを追求するとの IASB スタッフの結論に同意できるか。特に、以下の点についてである。また、示された分析について他のコメントはあるか。
 - ① 移転先企業の非支配株主に影響を与えるすべて又は一部の取引に現在価値アプローチを適用する。
 - ② 移転先企業の融資者及び他の債権者に影響を与えるが、非支配株主に影響を与えない取引に異なるアプローチ（例えば、簿価引継法）を適用する。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

59. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(質問 1について)

(1) 完全支配下の企業間の企業結合取引を取り扱っている今回の会議の議論の範囲については支持している。一方で、我々は、非支配株主に対して影響があるかどうかだけを理由に会計処理が異なるべきではないと考えており、さらに取引日時点の主要な利用者の構成に基づいて異なるアプローチを適用することが適切であるかどうかについて確信をもてていない。

(質問 2について)

(2) 「財政状態計算書に焦点を当てる傾向がない」などの IASB スタッフの分析には同意しない。しかしながら、株式への投資家と比較して、現在価値アプローチに基づく情報に対する融資者及び他の債権者のニーズは重要ではない可能性があることは理解しており、現在価値アプローチに基づく財務諸表を要求することにより生じるコストを考慮すれば、簿価引継法を採用するとの結論については反対しない。

60. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

(質問 1について)

- (1) 我々は、異なる種類の主要な利用者に特有の情報ニーズがあることには共感するが、株式への投資家と債券への投資家の情報ニーズの違いは程度の問題に過ぎないと考えている。IFRS 基準は、一般目的財務諸表の作成にあたり、株式への投資家と債券への投資家を区別するよう要求しておらず、異なる種類の利用者の共通の情報ニーズを満たすことを要求していると理解している。また、ある特定の時点での財務情報が、その時点で企業に興味がある利用者によってのみ独占的に使用されるとは考えていない。むしろ、ある特定時点での財務情報は、企業が継続企業の前提の下で存続する限り、全期間にわたるトレンド分析及び予測の基礎として使用され続けるものであると考えている。したがって、会計処理を決定する際に特定の時点における非支配株主の存在又は少数の種類の利用者の視点のみを主要な要因として検討することは合理的ではないと考えている。
- (2) 日本の意見は、主要な利用者の構成にかかわらず、単一の会計処理となることを想定しているように聞こえたが、簿価引継法と現在価値アプローチのいずれを支持しているのか。(IASB 理事)

⇒ 単一のアプローチが最善のシナリオであるか否かについて公式な見解を形成するに至っていない。主要な利用者の構成が取引の会計処理に重大な影響を与えるべきではないという点と、完全支配企業間のシナリオに対する簿価引継法の検討が議論の出発点となると考えている。(日本)

⇒我々は、主要な利用者だけに焦点を当てている訳ではない。我々の分析によれば、現在価値情報が有用であり、それが IFRS 第 3 号「企業結合」（以下「IFRS 第 3 号」という。）の会計処理と首尾一貫しているということである。BCUCC の取引が通常の企業結合と類似している範囲には同じ会計処理が適用され、異なる可能性がある範囲では、異なる会計処理又は IFRS 第 3 号に対する何らかの修正が適用されるべきだと考えている。また、一般的な情報ニーズは主要な利用者の構成によって異なると考えている。（IASB スタッフ）

- (3) IPO が行われた後に企業の株式を取得する場合を想定すると、当該企業に以前に非支配株主がいたかどうかにより投資家の情報ニーズが変わると考えにくいと考えている。

参加者のその他の発言

61. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(質問 1について)

- (1) 簿価引継法という用語は、世界中で異なるアプローチに対して用いられており、完全支配企業間の BCUCC について簿価引継法が将来の株式への投資家に対して有用な情報を提供するかどうかは、簿価引継法として具体的にどのような会計処理を想定するかによって異なると考えている。また、アジェンダ・ペーパーに記載されている IPO のシナリオの比較分析は、各々の企業がどのように取得されたか、いつ取得されたかの企業の歴史によって異なる結果になるとを考えているため、IASB スタッフの分析には同意しない。投資家のニーズを考えると、現在価値よりは歴史的情報が恐らくより有用となるのではないかと考えている。IASB スタッフの結論には同意するが、必ずしもそのプロセスには同意しない。
- (2) まったく非支配株主持分がなく、優先株のようなものもない状況においては、我々の法域では、簿価引継法が支持されている。
- (3) 将来の株式への投資家は、トレンド分析において歴史的情報を必要とするとの分析に同意し、IPO に備えて行われる完全支配企業間の BCUCC に簿価引継法を適用することを支持する。これは、我々の法域における現行の会計上の要求事項と整合している。さらに、我々は IPO に備えて行われる完全支配企業間の BCUCC と、非支配株主に影響を与える BCUCC の経済的実態は同一であり、移転先企業が将来上場するかどうかにかかわらず、BCUCC の会計処理は同じであるべきであると考えている。我々の見解では、共通支配とは取得の前後で企業は法的形態を変える

だけであり、資産及び資本の所有権は変わらないことから、簿価引継法が当該種類の取引の経済的実態を反映することができると考えている。

なお、昨年の下期に行った我々の法域で行った予備的調査の結果によると、投資家が、BCUCC に関するより多くの情報を必要としているとの不満は聞かれておらず、50%以上の回答者が簿価引継法を選好すると回答し、約 73%の回答者は、BCUCC の経済的実態は、共通支配下ではない企業結合とは異なると述べた。

最後に、すべての BCUCC の取引に簿価引継法を適用することを我々は提案する。

- (4) 完全支配企業間の BCUCC では、唯一の主要な利用者が支配企業 (controlling party) であるため、簿価引継法が理にかなった方法であると考えている。しかし、IPO の事例を考えると、将来の株式への投資家と既存の株式への投資家とで情報ニーズが異なるかどうかについては、様々な意見がある。直近の CMAC 会議における議論や、一部の投資家及び株式アナリストの話では、彼らの多くは、IPO の事例においては、歴史的価値又は簿価引継法がトレンド分析で必要な情報を提供することに同意した。しかし、彼らのうちの大多数はまた、公正価値の情報もまた、上場している結合された事業の見通しについて有用な情報を提供すると述べている。
- (5) 完全支配企業間の BCUCC に関して、我々は簿価引継法が有用な情報を提供するとの見解に同意する。
- (6) 我々は、アジェンダ・ペーパーに要約されている IASB スタッフの提案が正しい方向に進むと考えている。我々の見解では、簿価引継法は、非支配株主が影響を与えない取引の会計処理を検討する際の出発点となるべきだと考えている。また、考慮される可能性のある他の要因として、取引の対価が現金であるか株式であるかが挙げられると考えている。移転先企業の融資者及び他の債権者にとって、これらは重要であると考えている。
- (7) IASB スタッフの提案に概ね同意する。簿価引継法が何を意味するかを定義しなければならないとの(1)の意見にもまた同意する。我々が意見を聞いた利用者は、アジェンダ・ペーパーに基づく結論には同意したが、非常に少数の非支配株主と実質的な非支配株主の間には差異があることから、これについてはさらなる議論をすべきであることここに言及した。

(質問 2 について)

- (8) 非支配株主を含む取引について、非支配株主がごく少数である場合には簿価引継

法を基礎とすることが考えられ、非支配株主が多いほど、取引は実質的である可能性が高まると考えられるが、その線引きをどうすべきかについては見当がつかない。

また、継続的な視点からの検討が必要であり、当初取引時点で非支配株主がない場合に、IPO の例を含め、簿価引継法を基礎とする会計処理が将来の投資家にとって依然として有用であるかは疑問がある。株式への投資家が彼らの目的の下で財務諸表を利用することは同じであり、明日投資する予定の将来の株式への投資家と、明日売却する予定の現在の非支配持分の保有者とが異なる情報を必要とするとの分析には少し混乱している。

- (9) 我々は、アジェンダ・ペーパーにおける IASB スタッフの結論については同意する。
- (10) 簿価引継法の利点はキャッシュ・フローの継続性であり、BCUCC がグループ内部の組織再編であるという性質と整合しているように思われる。簿価引継法が一般的に使用されていることを踏まえると、この方法は有用な情報を提供するものとして受け入れられていることを意味するものと考える。しかし、クレジット・アナリストが単なるキャッシュ・フロー以上のものを分析する場合には、現在価値情報が有用な情報を提供する可能性があるため、いずれのアプローチにも有用性は認められるものと考える。
- (11) ここで行われた債券への投資家及びクレジット・アナリストのニーズに関する分析は、現在価値アプローチを適用することによるコストに見合う便益があるかどうかについて、株式への投資家の場合とどう異なるかのバランスを示していると考える。当該分析は、非常に価値のあるものであり、説得させられた。1 つ目のパートに戻り、IPO の状況における主要な利用者の正確な情報ニーズを同様に検討することが、議論をより強固にすると考えている。

⇒IPO の状況における利用者の情報ニーズのさらなる分析が必要であることに同意する。

- (12) 債券への投資家及びクレジット・アナリストの分析が、現在価値測定アプローチを適用するか、又は簿価引継法を適用するかにより大きくは左右されないと点について概ね同意し、クレジット・アナリストが主にキャッシュ・フロー情報に焦点を当てていることについてもまた同意する。

しかし、移転先企業の非支配株主に影響を与える BCUCC と、融資者及び他の債権者に影響を与える BCUCC に、異なるアプローチを追求するとの IASB スタッフの分析については、我々は、すべての種類の BCUCC が同じ経済的実質を持つと考え

ていることから、簿価引継法をすべての種類の BCUCC に单一の会計処理として適用することを提案している。また、2つの異なる会計処理方法を許容することは、情報の比較可能性を損ない、これにより何らかのストラクチャリングの機会を生み出すと考えている。

- (13) 提案された現在価値アプローチの問題は、識別可能資産の公正価値を認識することにより、IFRS 第 3 号における取得法と部分的に類似する会計処理を要求することにある。企業結合に関しては、現在価値情報は、取得した事業単位の公正価値全体を含むべきであり、事業単位の公正価値情報を含まずに、識別可能資産のみの公正価値情報を含む現在価値アプローチが最も有用な情報を提供するとの IASB スタッフの分析には同意できない。

独立企業間の取引とグループ内取引の根本的な違いを考慮すると、IFRS 第 3 号の取得法は適用できない可能性があると考えている。実行不可能な現在価値アプローチの代替案を検討すべきだと考えており、1つの方法としては、現在実務において一般的に適用されている簿価引継法を修正することである可能性がある。また、取得企業又は移転先企業の識別の問題を付け加えると、多くの場合、親会社がどの子会社を取得企業とするかの決定など、取引の構成を恣意的に行うことができるため、実質的な取得企業を識別することは非常に困難であると考えている。これは、BCUCC の経済的実質を反映できることにつながる。このような場合には、持分プーリング法を検討することが考えられる。

XI. 子会社等に該当する中小企業

議題の概要

62. 2015年アジェンダ・コンサルテーションに対する一部の回答者から、子会社等に該当する中小企業は、連結目的で親会社への報告の必要があり、中小企業向け IFRS を適用することを望まないが、自社の財務諸表作成の観点では、認識及び測定の要求事項はそのままで、開示の要求事項の負担の軽減を望んでいるとの要望があった。
63. このような状況を踏まえ、IASBは、子会社等に該当する中小企業が、完全版のIFRS基準（以下「IFRS基準」という。）の認識及び測定の要求事項を適用しつつ、中小企業向け IFRS の開示要求事項の適用を容認することが実行可能かを検討している。
64. 本セッションでは、前項の検討のインプットとして、ASAFメンバーに対して、次の点が質問され、各法域の状況や見解が紹介された。
- ① 子会社/非公開企業に対して、IFRS基準の認識及び測定の要求事項を適用しつつ、削減した開示を容認する基準を開発したことがあるか。
 - ② IFRS基準の認識及び測定の要求事項を適用しつつ、中小企業向け IFRS の開示要求事項の適用を子会社に容認する基準をIASBが開発し公表した場合、その基準の利用は認められるか。

ASBJからの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

65. ASBJからの主な発言の要旨は次のとおりである。

(1) 我々の法域では、個別財務諸表に対する IFRS 基準又は中小企業向け IFRS の適用は、制度上、要求も容認もされていない。こうした制度の下、質問①の基準の使用について、ASBJで議論を行ったことはない。また、質問②について、我々の法域では、IASBの開発する基準の利用を議論する前に、IFRS 基準又は中小企業向け IFRS を個別財務諸表に適用するかどうかを検討する必要があると考えられる。

66. ASBJからの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

(1) 我々のグループでは、プロジェクトの範囲である中小企業にどのような基準を適用するかは各メンバー国に権限があり、日本やカナダと同様に、メンバー国それぞれに制度の違いがある。このうち、個別財務諸表に IFRS 基準の適用を要求又は容認している国ではこのプロジェクトに関心が高いとしている。ただし、開発さ

れた基準が IFRS 基準の一部となるか否かで、我々のグループにおける制度的な対応は異なるため、現行制度を基礎とする観点では、IFRS 基準の一部として整備されることが望ましい。

参加者のその他の発言

67. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(1) 我々の地域グループでは、7 法域から状況／見解を得ており、次の 4 つに分類できる。

- ① 開示要求の削減を行う基準がある
- ② 開示要求の削減を提案したが、最終化に至っていない

当該法域では、親会社が持株会社であることが相応にあり、子会社財務諸表でも同じ水準の開示が必要として、規制当局が開示の削減を支持しなかつた。

- ③ IASB の検討に対応して、開示の削減を検討する予定である
- ④ 開示の削減が適切又は実現可能と考えていない

ある法域は、親会社の監査人が追加の対応が必要と判断する可能性があるとしている。また、別の法域は、認識及び測定のよりよい理解のために詳細な開示が必要な場合があり、開示の削減によって財務諸表が不完全な情報を提供することになるとの見解を示している。

(2) 我々の法域では、IFRS 基準に近い大規模・中規模企業向けの会計基準と、小規模企業向けの会計基準があり、小規模企業はいずれも選択可能である。我々の経験では、小規模企業が前者を採用しても、その事業の規模・内容から開示が自然と簡素になるので、問題となっていない。

(3) 我々の法域では関連する 2 つの基準があり、公的説明責任のある企業の子会社に対するものとして、IFRS 基準から開示要求のみ削減した基準があるほか、非公開の大企業に対するものとして、IFRS 基準の認識、測定及び開示に変更を加えているものがある。個人的な見解であるが、こうした子会社等のレベルでは国際的な比較可能性は不要であり、我々の法域では既に基準が存在するため、IASB が開発する基準に対する要望は少ないと考えられる。

- (4) 我々のグループでは、中小企業である子会社の大部分が行う財務報告は、親会社に対するもののみで、それらの企業は財務諸表を公表していないので、プロジェクトで取り上げる問題が生じていない。
- (5) 我々の法域では、プロジェクトで検討している基準を切実に望む小規模の公開企業が多数ある。これは各企業が会計に割けるリソースが十分でないためである。この点、IASB はプロジェクトの範囲を子会社としているが、プロジェクトはその範囲に限らず、他の企業にも適用できる可能性があると考えている。
- (6) このプロジェクトはリサーチ・プロジェクトであり、基準のあり方について未だボード会議で議論していないが、中小企業向け IFRS は安定的なプラットフォームを与えるもので頻繁な改訂は予定していないため、プロジェクトでは中小企業向け IFRS を改正することは想定していない。(IASB スタッフ)
- (7) 開示の削減を行う基準について、一定の要件を満たす企業が選択可能とすることは不可能ではないが、プロジェクトの検討はそこまで進んでいない。(IASB Lloyd 副議長)
- (8) プロジェクトの範囲を拡大することには前向きにはなれない。というのも、中小企業向け IFRS の適用範囲の議論でもあったように、公的に説明責任のある企業の財務諸表の利用者は、それが小規模の上場企業でも、要求水準が高いためである。
(IASB 理事)

XII. 開示に関する取組み：的を絞った基準レベルのレビュー

議題の概要

68. IASB は、2018 年 3 月の IASB ボード会議において、開示についての的を絞った基準レベルのレビューを行うことを暫定決定した。IASB は、次の手順で基準レベルのレビューを行うとしている。

- (1) 開示に関する要求事項の開発及び文案作成の際に IASB が使用するためのガイダンス（以下「IASB のためガイダンス」という。）を開発する。
- (2) 基準レベルのレビューの対象として 1 つ又は 2 つの基準を選定する。
- (3) (2) で識別した基準に対し、(1)において開発した「IASB のためのガイダンス」を適用してレビューを行うことにより、「IASB のためのガイダンス」をテストする。
- (4) レビューの結果、(2) で識別した基準の修正が必要と認められた場合には、公開草案を公表してフィードバックを求める。

69. 前項(2)に関して、2018 月 7 月の IASB ボード会議において、IAS 第 19 号「従業員給付」（以下「IAS 第 19 号」という。）及び IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）を対象としてレビューを行うことが決定された。

70. その後、IASB は、34 名の利用者に対してアウトリーチを実施し、利用者が考える開示目的と、その目的を満たすための開示項目を調査した。

（IAS 第 19 号「従業員給付」）

71. 次の表は、利用者が考える IAS 第 19 号の開示目的について、IASB が実施したアウトリーチの結果を要約したものである。

表 1：利用者が考える IAS 第 19 号の開示目的

		関連する情報（表 2）
A	将来の年金債務を予測する。	1, 6, 7, 9
B	企業価値計算などの予測分析へのインプットに利用するため、年金債務の価値を算定する。	1, 6
C	企業のキャッシュ・フローに対する年金債務の影響を評価する。	1, 7
D	企業が行った年金債務の評価の基礎となる仮定及び金額の適切性を評価する。	3, 4, 5, 6, 9
E	退職給付制度の経済性、特に、企業が晒されている年金制度に対するリスクを理解する。これにより、利用者は将来のエクスポージャーを評価することができる。	2, 3, 4, 8

		関連する情報(表2)
F	リスクについて適切に調整するため、異なる仮定に対する年金債務の感応度を理解する。	5
G	閉鎖型の確定給付制度について、リスク及び予想される将来キャッシュ・フローを理解する。これには、残余の債務が減少し消滅するまでの期間についての理解も含まれる。	10
H	企業の退職給付制度が基本財務諸表に及ぼす影響を理解する。	1

72. 次の表は、利用者が考える IAS 第 19 号の開示目的（表 1）を満たすために利用可能な情報として、利用者から提案された開示項目の要約である。

表 2：利用者が提案する開示項目

	提案された開示項目	関連する開示目的 (表 1)	現行基準で要求されているか
1	財務諸表に認識された金額の説明及び分解表示。分解表示は、地域別、セグメント別、加入者の種類別、退職給付制度の種類別の一部又は全部による。	A, B, C, H	部分的に要求されている
2	確定給付制度の内容及び特徴に関する記述的情報	E	部分的に要求されている
3	年金債務の計算に用いられる財務上の重要な仮定の識別、並びに当該仮定が最も重要である理由	D, E	部分的に要求されている
4	年金債務の計算に用いられる人口統計上の重要な仮定の識別、並びに当該仮定が最も重要である理由	D, E	部分的に要求されている
5	主要な数理計算上の仮定についての「より広範な(wider)」感応度分析(複数の仮定を同時に変更した場合の影響も含む。)	D, F	部分的に要求されている
6	年金制度の様々な評価額 (IAS 第 19 号による評価額、財政計算による評価額、第三者による引受価額(buyout value)) の違いに関する説明	A, B, D	要求されていない
7	退職給付制度への掛金拠出スケジュール (制度の受託者や適切な規制機関と合意したもの、又は内部の予算に基づくもの)	A, C	部分的に要求されている
8	資産の種類別に分解された制度資産の公正価値 (関連するリスク、ヘッジ活動及び特定の資産の種類に係る実績運用収益率を含む。)	E	部分的に要求されている
9	年金資産及び年金債務の期首残高から期末残高への調整表	A, D	要求されている
10	閉鎖型の退職給付制度への加入者に対する将来の給付の支払スケジュール (満期分析及び残余の債務の管理办法に関する情報を含む。)	G	要求されていない

(IFRS 第 13 号「公正価値測定」)

73. 次の表は、利用者が考える IFRS 第 13 号の開示目的について、IASB が実施したアウトライチの結果を要約したものである。

表 3：利用者が考える IFRS 第 13 号の開示目的

		関連する情報(表 4)
A	公正価値で測定された商品の感応度を理解する。	4, 7, 9
B	企業価値計算などの分析へのインプットに利用するため、適切な公正価値の調整価値を算定する。	1, 5, 8
C	例えば、期待資産収益率を計算するため、将来の公正価値の変動を予測する。	1, 6, 7, 10
D	企業の公正価値測定の基礎となるインプット、評価技法及び金額の適切性を評価する。	3, 4, 5, 6, 7, 9
E	公正価値で測定された資産及び負債（特に、複雑な金融商品や混合金融商品）の内容及び特徴を理解する。	1, 2

74. 次の表は、利用者が考える IFRS 第 13 号の開示目的（表 3）を満たすために利用可能な情報として、利用者から提案された開示項目の要約である。

表 4：利用者が提案する開示項目

	提案された開示項目	関連する開示目的(表 3)	現行基準で要求されているか
1	公正価値ヒエラルキーの各レベルに含まれる商品の種類別内訳（複雑な商品について追加的な説明を含む。）	B, C, E	要求されている
2	公正価値ヒエラルキーのレベルの決定方法に関する記述的情報	E	要求されていない
3	公正価値測定に用いたインプットに関する説明	D	要求されている
4	レベル 3 の公正価値測定についての「より広範な(wider)」感応度分析（複数の仮定を同時に変更した場合の影響も含む。また、純損益及び OCI に対する税引後の影響を示す。）	A, D	部分的に要求されている
5	レベル 3 の公正価値測定に適用された評価技法及び評価プロセス	B, D	要求されている
6	レベル 3 の公正価値測定の期首残高から期末残高への調整表	C, D	部分的に要求されている
7	レベル 2 の公正価値測定に係る追加的な開示（上記の 4 から 6 を含む。）	A, C, D	要求されていない
8	公正価値で測定していない金融投資の公正価値	B	要求されている
9	公正価値で測定された投資不動産に係る定量的な感応度分析	A, D	要求されていない

	提案された開示項目	関連する 開示目的 (表 3)	現行基準で 要求されて いるか
10	財政状態計算書に認識された資産及び負債の公正価値合計の説明及び分解表示。分解表示は、地域別及び商品種別による。	C	部分的に要求されている

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

75. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 我々は、IASB が採ったアプローチに対して懸念がある。利用者のニーズを基礎とすることは理解できるが、利用者が提案する開示項目（第 72 項及び第 74 項参照）は「欲しい情報のリスト」に近い。本取組みの目的は、「IASB のためのガイダンス」をテストすることにあると理解しているが、そのためには開示目的とその目的を満たす開示項目を分けて 2 段階で検討すべきであり、まずは開示目的について関係者の合意を得るべきである。
- (2) 開示要求は、利用者が必要とする情報であるべきである。利用者が「あると良い (nice-to-have)」と考える情報は、企業が任意に開示することはできるが、すべての企業に要求する最低限の情報とすべきではない。
- (3) レビューは IAS 第 19 号及び IFRS 第 13 号の既存の要求事項を評価する形で行うべきであり、白紙の状態からあるべき開示を検討すべきではない。

76. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 我々は、ASBJ と同様の懸念を持っている。利用者が提案する開示項目は分析には役立つと考えられるが、かなり細かい情報であり、外部アドバイザーやシステム改修が必要となるなど、作成者に過度にコストがかかることを懸念する。このプロセスは、一般化され、将来の基準にも適用されるのか。
⇒類似したプロセスを採る必要があるだろう。（IASB Lloyd 副議長）
- (2) ASBJ の懸念に同意する。IAS 第 19 号については、表 2 の項目 4、5、6 を支持するか否かで見解が分かれている。感応度分析については、企業はやり方がわからぬ。複数の仮定を同時に変動させることになると、より多くの価値評価が必要となり、企業はそれを恐れている。規制当局は、年金制度の資金調達と制度が資産

超過と負債超過のどちらにあるのかに焦点を当てていた。また、開示を減らすことにも焦点を当てる望む。

⇒感応度分析については、利用者は経営者がどのように年金スキーム及び関連リスクを管理しているのか知りたいと考えており、複数の仮定、見積りの幅、異なるシナリオを望んでいる。(IASB スタッフ)

- (3) アプローチについては ASBJ と同様の懸念がある。この方法では追加の開示要求が生じる可能性があるため、現在開示されている情報と開示されていない情報の比較分析や利用者の考える上位 3 つ又は 4 つの重要な情報を調べることを勧める。特に、IAS 第 19 号は将来予測的情報に重点が置かれすぎている。感応度分析については既に IAS 第 1 号で求められており、個別基準レベルで要求事項を追加する必要がある理由が必ずしも明らかではない。また、監査上の問題もある。

⇒目的は開示量を減らすことではなく、効果的で目的適合性のある開示とすることである。過剰な要求事項を削除することで結果的に開示が減るかもしれないが、既存の開示要求を基礎とすることは考えていない。(IASB Lloyd 副議長)

⇒ASAF メンバーが言うように、最初に開示目的の検討を行い、当該目的に照らして利用者のニーズが単なる「欲しい情報のリスト」なのかどうかを評価することが有用である。(IASB 理事)

- (4) コストと便益は、かなり慎重に検討すべきである。「欲しい情報のリスト」を調べることは出発点であり、優先順位を考える必要がある。IAS 第 19 号の感応度分析については、経営者はそのようなことをしておらず、資産と負債の期間のマッチングで管理している可能性がある。将来予測的情報について我々が検討を行った際には、注記の範囲について多くの議論を行った。IFRS 第 13 号のレベル 2 の資産に関しては、我々と意見の相違がある可能性がある。レベル 1 とレベル 2 を分けて考える必要はない。

⇒レベル 2 に対してレベル 3 の開示量が多いため、人々はレベル 2 に分類するためできる限りの力を注ぐことに懸念がある。(IASB Lloyd 副議長)

- (5) IAS 第 19 号の感応度分析について、我々がアウトリーチを実施した年金専門家は、複数の仮定を同時に変動させる場合の影響についての分析が必要と確信してはいなかった。予想される将来の拠出については、将来の複数年における拠出と理解しているが、これは作成者に一定程度負担をかけるものになる可能性がある。

- (6) IAS 第 19 号は難解であり、人々は理解できていない。IAS 第 19 号は別途検討が必

要である。当期いくらの費用が生じたのか、来期はいくらの費用が生じるのか、確定給付制度の場合にはどれだけの資産があるのか、という 3 つの点に答えられるようにすべきである。

- (7) 重要性の適用は、IASB が開示要求を開発するプロセスだけでなく、企業が IFRS の開示要求に準拠するプロセスにおいても重要である。全般的な開示目的を満たすためどのような情報を開示する必要があるかを検討するにあたり、重要性を考慮することを企業に認めるべきである。

XIII. IFRS 財団—デュー・プロセス・ハンドブックのレビュー

議題の概要

77. 2017 年 11 月にデュー・プロセス監督委員会 (DPOC) は、デュー・プロセス・ハンドブック (DPH) のレビューを実施することを決定しており、2019 年前半に DPOC が検討した改訂をドラフトし、更新後の DPH に関するコメントを募集する予定である。2019 年後半（10 月）に集められたコメントレターを DPOC が検討し、2020 年に改訂後の DPH を公表する予定である。

78. 改訂の主な概要は以下のとおりである。

- (1) 影響分析
- (2) アジェンダ決定

(影響分析)

79. DPH の改訂案では、以下の点が提案されている。

- (1) IASB による影響分析の範囲を明確化する。
- (2) 基準設定活動の中で、影響分析のプロセス及び報告がどのように実施されるかを強調する。
- (3) 分析のプロセスを影響の報告と区別する。

(アジェンダ決定)

- 80. IFRS 解釈指針委員会 (IFRS-IC) により、基準設定が不要であると結論づけられたときに、暫定的なアジェンダ決定が公表される。
- 81. しかしこのアジェンダ決定は、IFRS 基準に既にある情報や結論の根拠を引用することがあり、仮に IFRS 基準と同様の位置づけを有するとした場合には、混乱を招くことになる。
- 82. そこで DPH の改訂案では、アジェンダ決定の目的及び性質について以下を明確にしている。
 - (1) 目的：IFRS 基準の適用に関する一貫性を向上させることである。
 - (2) 性質：IFRS 基準の適用可能な原則及び要求事項を、アジェンダ決定におけるファクトパターンにどのように適用するかを説明することにあり、IFRS 基準の要求事項を追加したり変更したりするものではない。

83. また DPH の改訂案では、IASB もアジェンダ決定を公表することができるとされており、これにより IFRS 基準の一貫した適用をサポートする IASB の能力が向上すると考えられる。
84. 今回の会議では ASAF メンバーに対して以下の質問がなされた。

- (1) いずれの論点に焦点を合わせてアウトリーチを実施することを推奨するか。
- (2) 各国基準設定主体のほかに、アウトリーチを実施すべき関係者のグループはあるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

85. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) アジェンダ決定に関しては、本資料第 39 項の発言と同様である。

86. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 特に、アジェンダ決定に関する論点についてのアウトリーチに関しては、証券規制当局に対して個別に行うか IOSCO を通して行うか、いずれにしても実施すべきである。
 - (2) アジェンダ決定に関して、元の要望書に関連して追加の論点が発生することがあるが、IFRS-IC では追加の議論を回避して元の要望書にこだわる傾向がある。しかし、今回の修正がアジェンダ決定を説明資料として性格付けするのであれば、追加の論点をアジェンダ決定に含めた場合、より解説的な資料となるのかどうかという観点から議論することが必要である。
 - (3) アジェンダ決定は IFRS 基準の要求事項を追加するものでも修正するものでもないとされているが、実務の見直しを行う必要が生じている。一部又は大半の監査人は、アジェンダ決定を IFRS 基準と同様に有効なものとして取り扱う。したがって問題は、このアジェンダ決定の位置づけを明確にすることである。
 - (4) 規制当局や監査人に意見を聞くという提案に賛成である。また、提案されている IASB のアジェンダ決定については、どのような案件がそのように取り扱われるのか具体例を示す必要があるのではないか。IASB から公表される限り、任意なものとして取り扱うのは困難であるように思う。

また、最近のアジェンダ決定は作成者側からの関心が高いと思われるため、作

成者団体を通して作成者に理解してもらうことが必要である。

最後に、影響分析に焦点を当てるという点も賛成である。

⇒IASB のアジェンダ決定の例はあまり多くないという前提だが、例えば、2016 年に条件付決済価格を含むコモディティ契約に関する IFRS 第 15 号と IFRS 第 9 号の関係の議論があった。IASB は当時議論を行い、基準開発は不要だと決定した。この場合、要点だけを捉えて IASB のアジェンダ決定とすることは有用であったと思う。(IASB スタッフ)

⇒上記のケースは、IFRS 第 15 号が非常に新しい基準であり、当時 IASB で議論が行われていたため、実務上の解釈を検討する IFRS-IC ではなく IASB で検討がされたものである。(IASB Lloyd 副議長)

- (5) 作成者がアジェンダ決定に注意を払うようになってきているというのは望ましいことである。既に発言が出ているように、アジェンダ決定の位置づけの曖昧さについては検討が必要である。当初の焦点はデュー・プロセスだったが、これを機会に、アジェンダ決定に何が含まれ何が含まれないのかを明確にしていく必要がある。(IASB Lloyd 副議長)
- (6) アジェンダ決定は IFRS 基準ではないため、エンドースメント手続の観点からは範囲外である。したがって、アジェンダ決定は IASB のレベルで単純化されたプロセスである一方で、ヨーロッパにおいてエンドースメント手續が全く行われていない状況となっている。直接的には会計基準の範囲に含まれない結論の根拠やアジェンダ決定などの情報に基づくガイダンスの開発が行われており、それらに対処しなければならない。仮に我々が会計基準設定主体として対処しなくとも、結局、元々会計基準であったかのように正当性のあるものとなってしまう。

参加者のその他の発言

87. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 影響分析及びアジェンダ決定に焦点を当てるることは賛成である。アウトリーチを行う際は、幅広くコミュニケーションを取り透明性を持たせることが必要である。
- (2) デュー・プロセスは IFRS 基準の質を強化するために非常に重要だと考えており、IASB のアジェンダ決定という提案も歓迎する。また近年の IFRIC-IC の効率性も良いことだと考えている。今後、IFRS-IC 及び IASB による IFRS の推進がタイム

リ一かつ有効な仕組みを持つことが望まれる。

また、この機会にディスカッション・ペーパーや公開草案の理解可能性の改善についても提案したい。我々の法域ではこれらを翻訳しているが、ほとんどコメントがないことがある。理由の 1 つとして非常に理解が困難であることが推察される。テクニカル面での難しさだけではなく、言葉の難しさもあり、翻訳が困難なケースもある。したがって、我々の提案としては、ディスカッション・ペーパー や公開草案に関して、主要な提案が明確・簡潔に記載されることを要望する。

- (3) DPH に関するその他の事項として、プロジェクトをワーク・プランに追加する前に必要なコンサルテーション・プロセスを改善する旨の説明があるが、急ぐ必要はないが効率的なプロセスが望まれる。

アウトリーチの対象については、会計基準設定主体に加えて、会計方針や財務諸表の変更の影響を受ける作成者、監査人、投資家、規制当局などにも意見を聞くべきである。

XIV. プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題

議題の概要

88. 本セッションでは、プロジェクトの近況報告と 2019 年 7 月開催予定の ASAF 会議の議題について IASB スタッフから説明が行われ、これらに対するコメントがあるかどうか ASAF メンバーに対して質問が行われた。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

89. ASBJ からは特段の発言は行っていない。

参加者のその他の発言

90. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 我々の法域で、無形資産への対応とこれらの情報提供に関する代替的な方法についてコンサルテーションを行っており、これらを議論するタイミングが次回の 7 月が良いかどうか個別に相談したいと思う。

以上